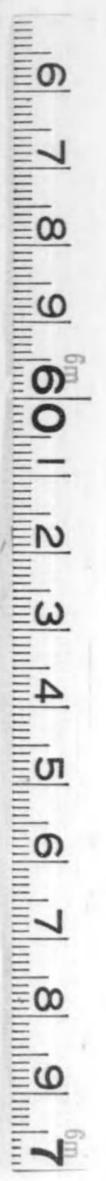


327
913



始



箸藏村誌

箸藏村役場

327-913



箸
藏
村
誌

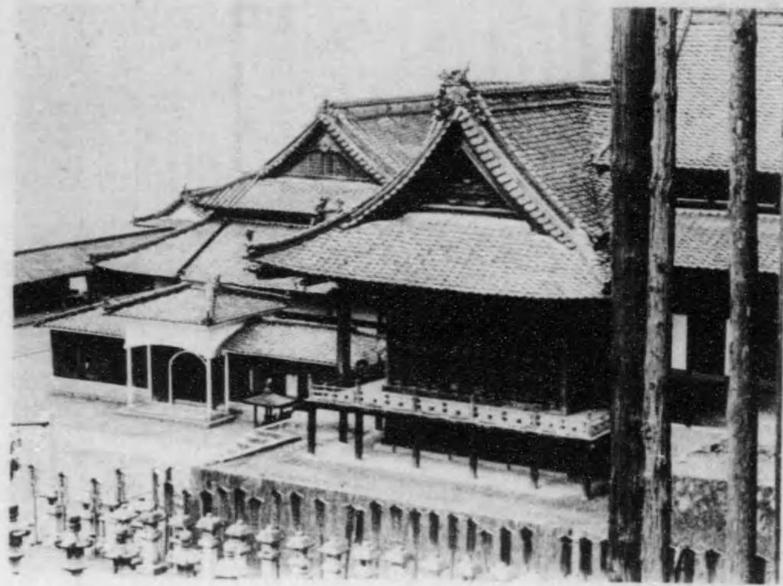
箸
藏
村
役
場

大正
5. 12. 27
内交

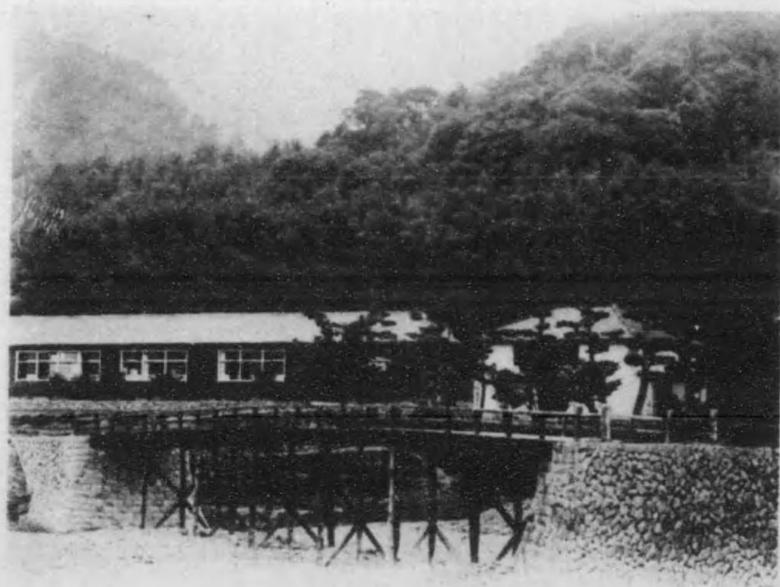
御大典紀念事業の多かる中に、村誌を編纂するが如きは、最も適切なる事業なりと認む、曩に我箸藏村教育會に於ては、村誌編纂の計畫あり、委員を擧げて調査考覈稿本略成れり依りて右稿本を譲受け、更に編纂委員を囑託し、訂正改竄を施し、以て茲に本書を刊行するに至れり

大正四年十二月

箸藏村長 川人猪之八



寺 殿 著



校 學 及 場 役

箸藏村誌目次

第一章 沿革

- 第一節 名稱ノ由來
- 第二節 住民ノ發達
- 第三節 平安朝時代、箸藏寺ノ創建、南北朝時代、多子城
- 第四節 戰國時代、人民ノ移轉○兵火
- 第五節 桃山時代、箸藏寺ノ再興○密嚴寺ノ再興○慶長ノ檢地
- 第六節 德川時代、寛保ノ檢地○宮竹彌二右衛門○長谷川七兵衛○來代六左衛門○峻山○箸藏寺ノ中興○龍岳○一岳○川人氏○來代仁右衛門○來代牛三郎○制度風俗習慣等
- 第七節 明治維新以後、村治ノ沿革○産業ノ發達○交通ノ便利○公憤義勇○雜錄
- 第八節

- 第二章 位置境界
- 第三章 面積區劃
- 第四章 戶數人口
- 第五章 地勢
- 第六節 總論
- 第七節 山誌
- 第八節 水誌

第六章 用水

第七章 植生

第八章 産業

第九章 交通

第十章 神社寺院

- 第四節 用水
- 第一節 氣
- 第二節 風
- 第三節 降水量
- 第一節 農業及農産物
- 第二節 林業及林産物
- 第三節 工業及製造品
- 第四節 商業
- 第一節 總論
- 第二節 道路
- 第三節 渡船
- 第四節 橋
- 第五節 各地ノ里程
- 第六節 郵便
- 第一節 神社
- 第二節 寺院



第十一章 教育

- 第一節 寺小屋教育
- 第二節 初等教育
- 第三節 中等教育 專門教育
- 第四節 教育會
- 第五節 學齡兒童保護會
- 第六節 青年會

附錄

- 一、箸藏山由來略記
- 二、箸藏寺案内
- 三、定岳和尚畫像銘
- 四、仙岳和尚畫像銘
- 五、一岳和尚畫像銘
- 六、峻山和尚傳
- 七、學校教員表
- 八、歳出決算表

以上

箸藏村誌

第一章 沿革

第一節 名稱の由來

一、箸藏村 明治二十二年町制實施に當り、州津、西山の兩村を併合し、名高き箸藏寺に因みて名づけしものなり

二、州津 清和天皇貞觀二年三月二日、美馬郡を割きて、三好郡を置きし時、三繩、三野、三津の三郷ありき、州津は附近の村々と共に三津郷に屬したりしかば、此郷名の名殘を留めたるものなるべし。

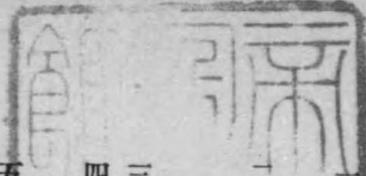
三、西山 東山に對し、箸藏寺の西に位せるを以て名づけたるものなりといふ

四、州津の部落名 東州津、西州津、州津の中央を貫流せる州津谷の東西に依り此名あり、享保の檢地帳には州津東分、州津西分とあり。

五、西山の部落名 本名、西山に部落七あり、之を西山七名と稱す、本名は最も早く開け、人口も最も多き地なるを以て名づく。

洞草 入躰、落、傳説に曰く昔神様が天より落名の落久保に天降りたれば、社殿を建てて祭りしに「入躰したい」との託宣あり、よりに入躰名に移し祀れり、今の諏訪神社是なり、其天降りたる落久保地方を落、神社を祀れる地方を入躰といふとぞ。

船原



中尾。地勢上より名づけしものなるべし。下野呂内、享保年間の檢地帳には、野呂内とありしが其後下の一字を添へ下野呂内と稱するに至れり。蓋し佐馬地村野呂内に對し、野呂内谷の下流を占むるによるなるべし。

六、

東川津の地名。八幡、八幡神社の所在地なり。大深田。昔卑濕の地あり、開拓後も深田なりし故なりと、今は然らず。宮の久保。八幡神社の西の窪地。池。昔用水池のありし地方なり。赤鳥居。藏谷大權現の參詣道の起点にして、木製朱塗の大鳥居ありし地方。藤の井。同名の清泉あり。原上、原下、西州津上の段、下の段と共に、吉野川邊階段狀平地の上下の稱なり。西の久保。東州津最西の平地。茶園地。善丈地。昔善成寺のありし地方。片山。後に高地を負ひ前に吉野川あり。灘田。ひなた即ち日當りよきの意。大原。地勢上得し名。葛ヶ久保。昔葛葉のよく繁りし地方なりといふ。大佐古。大なる谿谷地。藏谷。同名の谷の流るゝ地方。西州津の地名。

七、

奥靈寺。昔奥靈寺のありし地方なり。井關。州津谷の下流水堰溝のありし地方。上段。下段、説明前出。瀧端。下ノ段平地ノ東端なり。乳の木。昔大銀杏樹のありし地方なり。坂口。入體坂の入口なり。西の端。下ノ段平地の西端なり。中津。吉野川大洪水の時は今は中州とする地方なり。一反地。

八、

西山本名の地名。檜の下。昔檜の木が多く茂りし地方といふ。休場。石休場、路傍休足に便利なる場所なりしに依りて自然に名を得たり。大夫地。昔鎌神社神職の宅地及所有地ありし地方なり。宮の北。鎌神社の北方。中内。西山本名の中央部に位せる地方。堂附。昔佛堂の所在地にして其附屬地のありし地方。只安。安廣地方に關係ある古人の名乗ならん。西山込。本名の麓吉野川沿の地方。東谷。東佐古本名の東方にある谷及佐古。谷尻。東谷の流域及下流地方。

九、洞草の地名

○佐古 谿谷地。
 ○久保 久保の上、久保は平地其上方は久保の上。
 ○岡田 岡の花、岡の端なり俗に端を「ハナ」といふ
 ○笹塚 笹の生せる塚のある地方なり。
 ○宮の前 三柱神社の前面
 ○瀧端 瀧は崖の意にして崖のある附近
 ○上堂付 本名堂付の上方にあり。
 ○佐古、所佐古、大佐古 谿谷のある地方
 ○蔭、上蔭、下蔭 日蔭の地方なり。

一〇、入體の地名

○込野 落谷沿の平地
 ○木屋床 開括の際小屋を建てし地方
 ○峯の久保 山の峯にある窪地
 ○古野 昔より樹木少なき野原なりしが、百餘年前鐵八開括せり
 ○經塚 天正年間兵火に罹りし奥靈寺の焼残りの經文を埋めて、塚を築きし地方
 ○流畑 二百餘年前卯年の洪水に押し流されし地方なれば名づくといふ
 ○北畑 前の谷の北部にある畑地付近
 ○宮東 諏訪神社の東
 ○大田 奥靈寺所有の面積廣き田地ありし故なり

一一、船原、落、中尾の地名

○津寺 昔同名の寺ありし地方
 ○上久保 山上にある平地
 ○山神上 大山祇神社の上方
 ○上中尾 中尾の上方
 ○西の岡 落の西方の岡

一二、下野呂内の地名

○乳の木 昔俗稱乳の木即ち銀杏樹のありし地方なり。
 ○乳の木の道北 乳の木の道より北方の地方
 ○宮の西 宮の東、下野神社の東西の地方
 ○西谷 西方の谷のある地方
 ○中塚 古塚あり
 ○登り尾 猪之鼻に至る山の尾傳ひの道の左右の地方
 ○猪之鼻 地形猪之鼻に似たるが故なりといふ

第一節 住民の發達

本村古代のごとく逸として得て詳にすべからずと雖も、低き山脈によりて脊中合せをなせる西讃地方及び平地續きの東方吉野川の沿岸は有史以前已に多數の住民あり、且つ郡内にも三野足代三庄加茂の諸村に於て石器時代の遺物續々發見せらるゝより見れば、人口増加の結果此等の地方より漸次移り來りて州津平地の夙に開けたりしことを推定し得べきのみならず、八幡大原地方に於て發掘せし古墳及

び山之神原上等に於て發見せし土器類に徴しても明かなりとす、然り而して確實なる計數を知り得るに至りし以後の住民が漸次發達せしことを、一目瞭然たらしむるために、之を表示する事左の如し。

第一表 戸數

調査年度	州	西	山
明曆四年	不詳	七七	
寛文十年	七九	不詳	
延寶元年	八五	一〇二	一八七
寛政元年	一三六	二一七	三五三
文化三年	不詳	二二二	
明治九年	一九二	二八九	四八一
明治十五年	二二二	三三一	五六三
大正元年	一九六	三六四	五六〇

調査年度	州	西	山
明曆四年	不詳	一六〇	
寛文十年	二二二	不詳	
延寶元年	二二二	同	
寛政元年	二二二		
文化三年	不詳	一一六七	
明治九年	九六二	一六三五	二五九七

第二表 人口

調査年度	石	西	山
明治十五年	一〇七〇	一七一八	二七八八
大正元年	一二七四	二二六六	三六四〇

第三表

調査年度	牛	西	山
慶長九年	三六一、一五五七		
明曆四年	不詳		
寛文十年	三三六、二四六〇	一〇四、四二二〇	不詳
延寶元年	三三〇、四〇〇〇	不詳	
寛保二年	不詳	三〇九、〇一六〇	不詳
寛政三年	三八四、〇〇〇	三二四、四八九〇	

第四表

調査年度	州	西	山
寛文十年	四八	不詳	
延寶元年	六三	同	
文化三年	不詳	一三八	一二八
明治九年	三三	九五	一二五
同十五年	三二	九三	一二〇
同三十年	五〇	一一二	一六二

第五表 馬州

年	馬州	西山
寛文十年	一二	不詳
延寶元年	一二	同
明治九年	六八	四七
同十五年	七二	三〇
同三十年	一四	一八
大正元年	一四	一八

前顯の諸表は州津が徳川時代の初期に於て最早開墾の餘地少なき迄に開けしに反して西山村は其中葉以後に於て大に開拓せられ住民の發育せしを語るものなり、即ち寛文十年より大正元年に至る二百四十二年間に於ける州津村の戸數増加率は僅かに二倍一分四厘なるに、西山村にありては明治四年より大正元年に至る二百五十四年間に於て四倍七分三厘の増加を見るべし、又石高に就きては州津に於ては慶長九年より延寶元年に至る七十一年間は漸次減少せり、こは吉野川出水のため田畑流失して免租地となる所謂川成引の結果なることは檢地帳によりて明かなり、而して寛政に至りて漸く少額の増加ありしのみ、之に反し西山にありては明暦四年より文化三年に至る百五十年間に於て三倍餘の増加を見るに至れり又讃岐米の移入は人肩馬背によりしかば前表の如く多數の馬を飼養したれども三好新道開通後は荷車の便に依ることとなり大に其頭數を減じたり

慶長十八年徳川幕府は切支丹宗を嚴禁し國民をして悉く佛教信者たらしめたり其布告中に次の向あり先祖の佛事を他寺へ持参いたし法事勤め申事堅く禁制云々

されば此時代の人民は住所を移轉するも極めて遠隔の地ならざる限りは檀那寺を變更せざるを常とす

れば、本村民にして著藏寺及び密嚴寺の檀徒ならざるものは此時代に於て他地方より移住したるものと推定するも誤ならず、今明治八年一月一日調戸籍により次の統計を得

寺名	州津檀徒	西山檀徒
香川縣財田村 最勝寺	三	一〇二
同 寶光寺	一	三一
足代 教法寺	九	二一
阿波郡鳴戸村 教覺寺	一〇	一〇
晝間 春音寺	七	一
池田 淨光寺	二	四
同 蓮花寺	二	二
其他	三	二
計	三五	一七二
全戸數	一九〇	二八〇

由是觀之州津は徳川時代に於て己に他より移住し來るもの少なきに反し、西山はこの時代に於ても多數の移住民によりて開拓せられしことを察すべく、其移住民の大部分は讃岐地方より來りしことをも推察するに難からず、因に云ふ最勝寺及び寶光寺の檀徒は西山全村にあれども、教覺寺檀徒は西山込に限りしがこれらの大部分は後間もなく村内寺院の檀徒となれり

第三節 平安朝時代
箸藏寺の創建

夫具明目者、善視隣虛至纖、有數術者、亦量蘇迷太洪、獨絕視離量者、其惟本地法身也歟、爰有山、在阿之北境、起伏自不凡、似有含光者、躋則遇一神人、日法之行也、地靈爲之羽翼、此山之靈、亦足以圖利生、須其願悲願以贊我志、是我本地醫王佛之本誓也、余於是始知、神人之爲金毘羅神將云

天長五年

空

海

とは箸藏寺所藏の古文書にして、空海の筆なり、因りて以て、金毘羅奥の院と稱する所以を知るに足るべし。

左に略縁起を掲載せん

抑當山は弘法大師金毘羅權現と御契約の地にして人皇五十三代淳和天皇の御宇、天長五年の開基なり謹而其濫觴を尋ぬるに我高祖弘法大師入定留身の地、高野山を御造營の後父母の舊跡を吊ひ讚州善通寺にて修禪有らせらるゝに、夜中正しく當山の空に金色の光立昇れり、光を尋ね給ふに峨々たる峻山に鬱々たる樹木生茂りつゝ更に人跡有事なし、錫を止めて休らひ給ふに、頻に咽の乾しかとも一滴の水を得給はず、茲に因て櫛鉗金剛杵を以て加持し給ふに、忽に神水涌出す、則其所に善女龍王を勸請し給へり、今も九夏の旱魃には遠近の村里雨を祈るに必驗の有るは世の人の知る所になん、此水常に増減なく一升ばかり有を以て一升水とぞ云傳へたる、夫の樹下に宿し給ふに三更の頃、山中頻に鳴動し、大木を倒し、磔を打ち、大叫喚の聲して人の魂を奪へり、大師魔障なる事を知ろして、湛然として動し給はず、石上に結跏し、大金剛三昧地に住し魔佛一如と觀し、大般若經の魔事品を讀誦し給ひしかば文字一々金色の形をなして虚空に羅列せり、其時異類ども現れて再拜稽首して曰、我らは宮毘羅大將實類の眷屬なり、悲愍を垂れて免し給へと乞ふ、時に山中赫灼として巖窟より一陣の火焰燃上れり、光明の中に黑色忿怒の大藥叉將奮然として出現し給ひ、七千の夜叉無量の眷族隨逐して守護し奉れり、藥叉大將大師に向ひて微笑して宣給はく、吾は東方淨瑠璃世界醫王佛の教勅を受け、十二微妙の願力

に乗じて、天下國家を鎮護し衆生の病苦貧窮を救ひ、福壽増長ならしめ、殊には海上風波の難をも遁れしめんとす、天地開闢の初より此巖窟に跡を垂るゝ宮毘羅大將にして又は金毘羅大權現ともいふ、北東方象頭の山へ日夜眷屬と共に往來せり、今宿因成就して大徳にあふ、願はくば一字を造營し、我本地藥師如來を安置し永く退轉無らしめよ、此山は過去には加葉佛成道の所にして、釋迦牟尼佛も説法の道場也、我が言葉の如くなさば、吾誓中の寶珠を永く此山に止めて、無量の利益を施すべし、又晋く衆生に縁を結ばしめんが爲め、象頭山にして吾を祭祀する俎豆の箸、眷族をして此山に藏しめ、是を後鑑とし信を末世に示さんとす、大徳努力よやと、詫宣し亦巖窟に入らせたまへり、大師山の形を見給ふに、八面圓整にして、白雲外に聳え、碧樹鬱々として、四時色をかへず、恰も吹瑠璃寶珠を捧げ出せる勢ひに似たり、實にも古佛成道の處なるべしと、深く感歎ましめて、七堂伽藍を創造し給へり、故金堂には醫王佛の尊像を、自ら一刀三禮して彫刻し給ひ、三重の塔には五智の尊像に佛舍利二十五粒を收めて供養なし給へり、すべて大門中門寶庫經藏廻廊に至るまで悉く全備せしになん、されば俎豆の箸を藏めしめんと言給ふをもて、山を箸藏山と號し、寺をも箸藏寺と名け、御鎮座の巖窟をも箸藏谷といへり、又本地垂迹の光明物に應じて空からざるに依て、眞光院と稱し、復た別に金毘羅權現出現の眞像に脇士不動毘沙門の二尊共香木にて彫尅し、御殿を仕奉りて、救世誓願の金毘羅大權現と崇め奉れり、八町注連の内は穢邪結界の地として、例年十月十一日夜、象頭山より俎豆の箸を運ばせらるゝ處なり、依て今の世迄も箸運ひと唱へつゝ十月十一日夜は必ず風雨烈しき事は世の人の知る處になん、また信仰なき輩も箸を手取る者なれば、皆結縁の人にして、病苦貧窮をすくひ福壽増長ならしめて、海上風波の難をも遁れしめんとの御誓願なりと、瑞應の事は茲に畧しぬ。

明和六年乙丑夏日

金剛峯寺

靈瑞南龍書

四國名所誌金比羅の條に

箸洗池は愛宕山の山中にあり、大巖ありて此に一つの小池あり例年十月の神事に供する箸を悉く御山に捨るを守護神拾ひて此池に洗ひ阿州箸藏寺の山谷に運ぶと言傳ふるなり。
參詣道は大西町(池田)より江口渡(州津渡と稱す現今の渦の渡の西方)を渡り瀧の下より井關に出で州津谷を横ぎり山根より山の神を経て急阪を上り大門に至るものあり。八幡より阪路を上り笠の水に出で斜に大門に至るものあり。護岐荒砥より七本松を経て二軒茶屋峠を越へ椗の休場一升水を通りて方丈に達するものあり。雲邊寺より野呂内谷に沿ふて下り登り尾より坪尻船原を経て方丈に達するものあり。これ等は皆此寺の爲に開けたる道路なり

第四節 南北朝時代

多子城

南北朝の世足利尊氏は細川頼春をして四國を總管せしむ。南海通紀に曰く、「初め頼春の四國を管するや、只阿波の大西讃岐の羽床、豫土の宮方と通じ、小なりと雖も他の犯すを許まじりき」と當時我三好郡は大西城主大西義盛に屬し、所々に轉戦して忠を皇室に盡せり、口碑に依れば西州津多子城は大西氏が讃岐の賊軍に備へ、兼ねて羽床氏との連絡を全ふせんがために築きしものなりといふ。城地は峰高かからずと雖も、北方及東方は鮎苦谷深く船原及東州津との間を劃して天然の外濠となり、南は斷崖にして上の段に臨む、西方經塚に連接せる箇所に回らしたる壕は、今に其一部を存せり。

第五節 戰國時代

一、人民の移轉

應仁の亂後群雄各要地に割據し、攻戰止む時なかりしかば、敵に城地を奪はれ他所に遁るゝもの、新に來りて略取せる城地を守るもの、或は亂を避け故郷を去るもの、他所より漂泊し來るもの一去一來人民の移轉をなせり。其主なるものを左に列記せん。

伊丹氏 現今東州津に伊丹を名乗るもの數十戸あり、何れも正月三日間酒を用ひず、四日に至り始めて神酒を供へ新年の祝杯を擧ぐるの慣例を有す、傳へいふ攝津伊丹落城の際城主の一族逃れ來りて、東州津善成寺の南に居を占め、農を業とせり、又曰く伊丹氏の祖先は攝津伊丹の酒造家なりしが最愛の娘正月元日酒中に陥りて死す、兩親之が冥福を祈るために強力を從へ、四國八十八ヶ所を順拜し終りて後東州津に居を占めて、農となれり池の森の小祠はこの力藤の墓なりといふ。

來代氏 北代甚内土佐人任秦元親、男雅樂天正中來居州津村、世々爲里正。(阿波志)

來代仁右衛門、此者先祖は北代甚内と申者にて、土州長岡城主にて、度々軍功御座候由申傳ふ、然る處右甚内男雅樂と申者、土州を出で、當國州津村に來り申候處、往古兵亂に百姓逃去り、田畑荒野と相成申候を、召連の家來に申付、荒野を開かせ申所、漂泊の農民共据居農業致させ候所、天正中蜂須賀氏討入の砌、右雅樂家柄並に一村再建の所聞召、當村政所役被仰付候而、今以十代相勤申候(取調帳)川人氏 信濃國諏訪に川人肥後守といへるものあり、來りて西山村洞草名に住し子孫農となれり、肥後守の墓は本家川人氏の宅後にあり、頗る古色を呈せる五輪の石碑にして、其周圍に椶櫚等の古木あり

三木氏 三木昌司大夫は讃岐の人なり、來りて入體に住す、長曾我部氏の兵と戦ひしことは後に述ぶるが如し、子孫入鉢西山本名に繁殖して數十戸となる

大西氏 天正四年白地城の陥るや城主大西角養の一支族難を避け、下野呂内に入りて農となり、其子孫繁殖して現今十餘戸を算す、慶安三年七月九日、宗道禪定門の文字臚ながら讀み得る古碑あり、こは大西氏の石碑の最も古きものにして、且又下野呂内最古の石碑なり。

増原氏。天正十三年讃岐天霧城の陥るや、城主香川信景の家臣、増原孫右衛門一族を率ゐて、下野呂内に來り土地を開墾して農を營む、下野呂内の現住人の過半は其子孫なりといふ。

二、兵 火

天正二年長曾我郡元親土佐を一統し、幡多高岡二郡の兵を伊豫に出すと共に、安喜香美二郡の兵を阿波南方に出し、自ら長岡土佐吾川三郡の兵を有し東西に策應せり。四年春元親大軍を率ゐて、山城谷に侵入し、激戦兩日田尾城を陥れ、進んで白地城を取り、城主大西角養を讃岐に逐ひて三好郡を併呑し、白地城を擴張して阿讃経略の策源地とし、六年には讃岐の三野郡に攻入り、七年には美馬郡の諸城を下し、八年には中留川に於て大に三好存保の兵を敗り、十年遂に阿波を平定せり。

傳へいふ長曾我部氏の過ぐる所、八幡神社を除くの外焼夷して残す所なしと、今村内にて此兵燹にかゝれりと稱する主なるもの左の如し。

箸藏寺 阿波志に曰、嘗羅兵燹醫王像獨免。

奥靈寺 州津城の北麓にあり、眞言を修す、本尊地藏尊は今靈雲庵の本尊たり。

善成寺 東州寺善丈地にあり、慶長の檢地帳によれば、其附近に於て高二十餘石の田地を所有せり、其後間もなく廢寺となりしものか、延寶の棟付帳には記載なし。

中蓮寺 下野内中蓮寺峯の中腹にあり、今に礎石、井、石像等を存す。

千藏坊 西山にあり、中蓮寺と共に弘法大師の一夜建立との傳説ある寺なり。

入鉢名の口碑に曰く
長曾我部氏の池田城を占領するや、兵を遣はして入鉢名の諏訪神社を焼かんとす、住人三木昌司大夫大に怒り、門家に據りて之を防ぎ敵を斃すこと多かりしかば、敵逃れ去る、よりに諏訪神社は兵火の

禍を免れたり。後人川原に祠を建て昌司大夫を祭り三木大明神と尊宗せり。

第六節 桃山時代

一、箸藏寺の再興

四十八坊十二院の中本寺たりし箸藏寺も、天正の兵火に罹り、堂塔坊舎悉く灰燼に歸したり、時恰も兵馬倭國內紛亂の極に達せし際とて、再建の擧なく、僅に草庵を結びて本尊を覆ひ以て香花を執るに過ぎざりしが、十三年蜂須賀氏入國以來、國內靜穩に歸せしかば、住僧宥觀上人諸堂再建を計畫し十六年に至りて竣工、稍舊觀に復することを得たり。

文祿二年春國守巡見當山に登り、寺有畑壹町八段三步の租税と寺付下人六戸のの夫役とを免し、且つ境内樹木保安の定書を附與せらる、

定

箸藏寺

一當山において他所のものをむぎと入こみに材木きる儀堅令停止候條所の者としてせいたう可仕候事
一竹の子并ひね竹壹本もきるべからず是又堅可相留候事
一桑の木并茶の木これ又伐べからざる事

文祿二年四月三日

蜂須賀(花押)

家政入國の當時は、細川三好の政令衰頽し、長曾我部の掠奪に苦しみ後なれば、特に意を民心の收攬に用ひ神社を崇仰し佛寺の衰頽せるを復興し、孜孜として教化を布くに努めたり、されば本村にても箸藏寺の外に尙密嚴寺再興を命じたり。

二、密嚴寺の再興

千藏坊と稱す白地城主大西角養の歸依深く、大磐若經六百卷を納めたり、天正の兵火に罹り退轉するこ
と拾餘年、國守蜂須賀家政始めて巡見の際再興を命せられたり、明歷四年棟付帳に、
高二石九斗五升三合、千藏坊、行き寺、但し先年御公儀様より被付仰候。
文化三年棟付帳に、

高三石九斗七升六合、眞言宗密嚴寺

此寺延寶元年棟付御帳に眞言宗行キ寺泉藏坊と付上居申處、及逼迫行き役難相勤旨、御訴詔申上殊に
清僧の義に候へば、諸役御免被仰付御趣にて、右寺下人義は夫役被仰付旨、享保元年申御付紙にて被
仰付候。且密嚴寺と寺號に相成候は元祿中の頃と相見え申候。然共何以扣物無御座本寺同郡州津村箸
藏寺をも相尋申候得共是以一向相分り不申義に御座候

在西山村箸藏寺支院、有花櫻一枝、有石拗似馬蹟 (阿波志)

三、慶長の檢地

慶長七年國守蜂須賀家政は豊臣秀吉の命により、國內各村檢地を行ひ同九年に至りて郷村檢地帳成れ
り。之を慶長檢地帳と稱し廢藩に至るまで全く之に準據し來れり。即ち千田畑を上中下三段に區分し
更に之を分ちて總て十等とし、之を稱して矩といひ其田租を定めたり。

上上田	高二石四斗	上上畑	高一石四斗
上田	高二石二斗	上畑	高一石二斗
上下田	高二石	上下畑	高一石
中上田	高一石八斗	中上畑	高一石
中田	高一石六斗	中畑	高一石
中下田	高一石四斗	中下畑	高一石

村役場に保管せる慶長九年霜月三日附州津村御檢地帳に依れば

下上田	高一石二斗	下上畑	高三斗
下田	高一石	下畑	高二斗
下下田	高八斗	下下畑	高一斗
下下下田	高六斗	下下下畑	高八升

田數 五町七反一畝十七步
高 八十一石二斗五升
島數 三十一町一反八畝十八步
高 二百七十九石九斗五升五合七勺
田畠合 三十五町九反五步
高 合 三百六十一石一斗五升五合七勺

右檢地帳に現はれたる字數は六十八にして即ち左の如し。

道の下の宮の前	れうんじ下	柿木の下の
ちの木の道	竹そへ	ふさの下の
神の前	山禰	おけいの下の
井せのき	くほ	はらての下の
あいくるし	あいくるしかみのもと	たきの下の
しげさと	やまきい	西光寺の下の
北さこ	はしもとつきの	南さこの下の
はしもと	はしもと	たうもとの下の

そごばの岡 龜そご道の上
 はとす 加まごこ
 横野の岡 しまごし
 もと古 見のこし
 堀のさこ 猿まはしのくぼ
 宮の東 宮の北
 ふりの東 峯のくぼ
 かみうち 向のくぼ
 さいの神北 ながれ島
 東の呑こ 湯ひきちのさこ
 水の呑場 湯ひきちのさこ
 なか島 湯ひきちのさこ
 市の内 長佐塚
 家中尾 岡古
 家の北 西岡
 玉のの つかぼり
 市のひ つかぼり
 計田 二町三段九畝三步
 野呂内名 高十六石七斗二升六合
 中つか

同道木下 井手くり
 入道木 木屋床
 こご東谷 古宮西
 家のの東 宮西
 宮のの南 山岡
 宮のの南 中山岡
 笹のの南 中山岡
 荒神の南 中山岡
 屋久の南 中山岡
 湯谷の南 中山岡
 とこに 市瀬
 太田 市瀬
 船原 市瀬
 おち 山東
 におち 山東
 になし 山東
 なばた 山東
 奥の久保 山東
 島三十二町九段廿七步
 高六十一石七斗一升七合
 宮の西東

計田 四段六畝十五步
 高四石九斗七升五合
 洞草名 西かわ見
 かまの木谷西 同東
 下ごうづき 上ごうづき
 大も川 自家北
 中川の川 家の西
 南の岡 家の西
 かんじやうのはな 家の西
 家の東 家の西
 家の上 家の西
 敷の東 家の西
 所ざこ 家の西
 さんしよしかけ 家の西
 計田 八段二畝九步
 高五石九斗四升四合
 入の體名 岸ばた
 家の西 岸ばた
 さるをす 岸ばた
 川の尻 岸ばた
 ふくの岡 岸ばた

島十八町三段四畝二十一步
 高六十四石九斗九合
 横瀧 西谷
 さんまいのはな 西谷
 いつみの本 西谷
 家の前 西谷
 おとしのはな 西谷
 宮の前 西谷
 くら 西谷
 下くら 西谷
 くれ 西谷
 じん 西谷
 島十四町九段一畝二十八步
 高三十九石九斗八升九合
 かはら 西谷
 いはのはな 西谷
 前の谷 西谷
 小谷 西谷
 井堀 西谷
 家の南 西谷
 家の北 西谷
 大の南 西谷
 あゆかへり 西谷
 たつこ 西谷
 とろ 西谷
 長西 西谷
 ほそのさこ 西谷
 ござのさこ 西谷
 かうがだけ 西谷
 なかの切 西谷
 岡の谷 西谷
 西の谷 西谷
 西の谷 西谷

國守峻凌院(蜂須賀第十四世齊昌)微行の折閑々子の居庵にて休息す、子端座して本尊に向ひ念珠を爪繰りて知らざるものゝ如し侍臣國守の命に依り閑々子の手をとり腰を推して國守に面せしむれども尙毫も關せざるものゝ如く専心讀經に力む、翌日城中に召して昨の無禮を咎む答へて曰く昨日は終日祈禱をなせり復他事を知らずと、何の祈禱をなせしかと推問すれば曰く武運長久の祈禱なりと蟹の繪

國守閑々子に畫を命ずれば侍臣をして多くの墨汁を作らしめ自ら門外に出で古馬鞋を拾ひ來り墨汁を含まして繪絹に點々押捺して曰く出來上れりと國守問て曰く何の繪ぞ曰く蟹也足なきは如何曰く足を畫かば這ひ去りて一匹も残らざるべしと天道不撰人

閑々子常に小兒を愛し、小兒の求むる處なれば書畫の如き好んで與へたりと。嘗つて穢多ありて子の書を得んと欲し小兒を介して求む、快諾して書して曰く「天道不撰人」と、蓋し怨親平等の意を諷したること知るべし

犬神つきの祈禱

一人の犬神つきありて子の祈禱を乞ふ、子元より他の祈禱僧の輩に倣ふを嫌ふ、然れども無下にも斷れずと思ひ、かの犬神つきに命じて日々墨を磨せしめ、何をか認め與へんとて七日に及びて後悉く其の磨せし墨汁を摺鉢に入れしめ、かの病者に持せしめ、大喝一聲墨鉢をたゞき割りしかば、かの犬神つきは其刹那に於て、病を治すを得たり

小林雨峰師の阿波の奇僧閑々子傳中に曰

小松島を去つて徳島街道より右に畑中を二三町北に入り込む處にあり、成願寺の立石は倒れてあれど道路六ヶしき處にあらず、進み行けば、三間の小堂山に依りて峙つ、と見れば小彌陀堂なり、傍らに

住宅あり、和尙他出して留守なるが如し、まづ堂前にぬかづく、遍照の額、閑々子の筆らしく、扉上兩簾鐵崖の筆にて認めらる、筆勢何れも躍らん計りのものたり、やがて堂を廻りて其背後に出づれば閑々子自造の塔あり、是れ實に閑々子の面目を呈露して餘すなき處のもの、塔は三尺餘の自然石の團子形のものなり、其表面には

「雲水閑々埜」と認め、其側らに文政十歲丁亥六月十五日(右側)享年七十有六(左側)と認め、而して自から銘を勤して曰ふ

天如字峻山、號閑々子、幼依勢見山主快觀上人披髮、後聽然獨遊、座臥丘壑六七年、其後挂錫於此地、廿有餘年、齡六十又八、雖非蒲柳之質、平鼠藤將絕、因作此之乎者以預省知友之勞耳

干時文政乙卯孟冬誌焉、閑々山人

兩側の文字は後人の記入せしものなりと雖も、表裏両面の文字は閑々子自から書せしものゝ如し、而かも表面の文字は隸書を以て誌したるにや頗ぶる其聽逸の情を見るべし、(中略)かの觀音寺にゆき刺を通じて閑々子慕參の由を告げしも、住職不在のため、僅かに寺僕によりて、堂側の墓地に進めば山がかりたる處、長碑短石、高低互に競ふの處、遶らすに練屏を以てし、八九尺もあらんかと思はるゝ、九輪の石塔、巋然として立つ、質は花崗岩にして、文字もなく、僅かに下腹部に伽陀を書す、如何にも奇抜にして閑々子の石碑として耻ぢざる底のもの、練屏少しく損じたる處も見ゆれども、決して閑々子の靈を泣かしむるものにあらず、予は恭しく栖掃して捧香誦經、石塔を撫し去る、心中閑々子に遭遇せるが如き感あり(有聲第十六號明治四十一年十月廿一日發行)

著書

一、入門折紙聞書
一、大坂折紙私記

一、神代卷聞書
一、神道大意

一、十種神寶聞書
一、神道相承傳授目錄

一、神道要集
一、合法則

一、神道問決
一、神道灌頂或問

（以上十一種聖教目錄に依る）

六、箸藏寺の中興

元和蝦武以來太平打續き諸國の交通極めて便利となりしかば、神社佛閣禮拜の目的を以て旅行するもの即ち四國遍路西國順禮千個寺詣等漸次盛んに行はれたりしかば金毘羅奥之院たる箸藏山も日に月に參拜者を増し信徒四方に擴がりたり、時恰も當山中興の英僧と稱せらるる龍岳出でて現在せる方丈を始め堂宇の改築に着手せしかば法壇日に熾んに緇侶雲集せり中にも一岳定岳仙岳等は當時の名僧知識にして其畫策の効蓋し尠なからず

七、龍

岳

姓は伊丹氏字は宗遍坊州津の人、身の長六尺に餘り、少しく瘠せ形なれども體重二十七貫を超へ、廣き額、長き毗爛々たる眼光人を射る、筋骨逞しき身に古き墨染の法衣を寬に着なし、遍く信徒に接して衆生の濟度に力め、夙に起き夜半に寝ねて多くの徒弟を教導し、且つ工事を監督する様は如何にしても人間業とは思へず、今に傳唱せらる、天保九年四月廿七日寂す年六十六才。

八、一

岳

姓は日下氏備前の人文化六年を以て和氣郡片上村に生る、年少にして備中青蓮寺に參して祝髮し晝夜研精能く經典に通ず、後箸藏山に登り龍岳に謁し力を極めて參究し寢食を忘るゝに至る、天保九年龍岳の將に遷化せんとするや、和尚をして後繼たらしめんとすれども固く辭して聽かず、後輩德龍を推して貫主たらしむ、蓋し當時中興日尚は淺くして、事務多端なるのみならず、鎮守神金毘羅宮の件に關し讚岐金毘羅との訴訟未だ解決に至らずして、和尚の手腕に俟つ所多大なりしに依るならん、而して箸藏山の本尊藥師如來は、奈良朝時代より信仰盛んなる佛にして具には藥師瑠璃光如來といひ、現時に至るま

で大醫王佛として衆生の病患を救ひ無明の舊痼を治するの法藥を與ふるものと信せられ、祈禱を乞ひ來るもの甚だ多し、和尚の祈禱を依頼せらるゝや自ら出でて面接し住所年齢發病の状態等を諮問し答を得る毎に紙上に縦線を劃して後答へて曰く此病人に對しては祈禱に及ばず間もなく全治すべし、曰く此病人祈禱の効あり諾、曰く此人は祈禱するも容易に治せず併し一命に別條なし、曰く此病人最早祈禱の餘地なし、云々と祈禱に應せし病人は必ず治癒するに反し謝絶せられし病人は死亡するを常とし歸宅急ぐといはれし際には歸宅すれば己に死亡せしもの多かりきといふ、當時民間宗教の状態は神佛共に加持祈禱にあり、和尚の祈禱の顯著なること以上の如し、世人因りて名を呼ばず單に箸藏の今大師様と尊稱せり。

九、川

人

氏

文化年度白地村棟付帳に據れば、白地村三木氏は播州赤松則村の末葉にして世々西山村の庄屋たりしが、延寶七年夫兵衛の代に至り命に依り西山村の庄屋を弟次郎右衛門に譲り、白地村の庄屋となりて妻子下人等十五人を率ひて來り云々とあり。
次郎右衛門の裔新左衛門に至り、苗字帶刀を許され、孫政右衛門に至りて小高取格となり高一石を給せらる。

一〇、來代仁右衛門

文久元年八月國守齊裕公の世子（今の侯爵茂昭）國中巡覽の擧あり、この際佐野本陣肝煎役並に通行筋案内を命せられたり、
又當時伊豫別子の銅山の採掘業次第に盛大に趣き、其下流地方たる伊豫川吉野川は鑛毒の害を受くること多し、所謂銅水一件これなり、藩主吏を山城谷村大野に遣し、之が善後策を講せしむ、時に大野本陣肝煎を命せられたり、

文化年間東山村民百姓一揆を起し境を越へ讃岐に至る、時國命に依り讃岐に趣き之が處置をなせり。

一一、來代半三郎

三好郡洲津村郷鐵炮小頭

來代半三郎

右之者儀性質律儀に而役義正敷相勤組内郷鐵炮共へも炮術愉怠不仕様相勵せ候處より追々大筒稽古仕候者も出來仕候様罷成一昨正月山城谷百姓共再動一件より引續き諸村人氣浮立候に付池田御陣屋へ相詰郷鐵炮共配向御用相勤尙又總領直市義者右一件に付所々出張先へ召連父子共長々の間打詰出精相勤候段等心得宜尤之事に候依而一生之間總領夫役苗子帶刀差免候

右之通御當職御書付を以被仰渡候に付令寫差遣者也

四月八日

天保十五辰五月

三 間 勝 藏印

天保の飢饉と重税とに苦しめる人民は、十二年の末より翌年正月に亘りて所在百姓一揆を起せり、就中山城谷一揆は其名高きものなり。右覺書は半三郎が此際効績ありしを物語るものにして、大筒とあるは玉の目方十匁乃至二十匁の和銃なり。半三郎は銃炮に熟達せるのみならず、又擊劍にも達せしかば就て學ぶもの多し、其中、西岡彌壽兵衛近藤禱助、伊丹音藏、大谷仙之助、伊丹丈助、は高弟なり、中にも伊丹丈助は公益を圖りしこと多く現に箸藏道路傍にある櫻樹は主として此人の栽植保護せしものなり。

一二、制度風俗習慣等

庄屋、五人組、村には庄屋あり、庄屋は初め政所と稱したり、庄屋の下に五人組五人ありて之を助け組頭庄屋數村を統べ、以て郡代奉行に肆す、

庄屋五人組や所で殿よ

逢へば笠とれ辭義なされ (俗語)

庄屋五人組は何れも世襲なれども、組頭庄屋は一代限りとし、其組合村中の人物を撰擇任命せらるるものにして、公事訴訟百姓一揆の如き重大事項は、之を解決するの任に當るものとす、采地を有するものは小高取格以上にして其領地内の土地人民を私有し、庄屋の支配外たり。

御藏地、御藏百姓、御藏本百姓、士族の采地外の地を御藏地といひ、之に住む百姓を御藏百姓と稱し

其中の舊家を御藏本百姓と稱す、御藏百姓とは、藩主の御藏に年貢米を納むるの稱なり。

下人 下人の家筋は其所屬の本家に對しては主従の關係あり、從つて社會上の地位低きを免れず。

名子、名子は今日の所謂親分子分の如き關係を有するものにして、後日に至り其所屬の本家よりも富める場合、又は人物の出でし時には、名子の名義を取消さしめ、一家の資格を得るに務む、之を名子

放ちと稱す、棟付帳によれば「此者は何某の名子に候處、年月日互得心の上、名子相放ち申候に付、

此度一家に付上申候」とあるもの即ち是なり、此名子放ちには金穀を支出して、本家の承諾を得るを

常とし、五十兩乃至百兩を出せしものすらありといふ、以て當時の階級制度の嚴格なりしを知るべし

賣官蜂須賀家氏治世の中葉以後、政治稍弛み、奢侈度を高め、府庫窮乏を告げしかば、官を賣りて、

其收入の一とせり、其率概ね高取は千兩、小高取は八百兩、郡付浪人は百五十兩、郷付浪人及び苗字

帶刀夫役御免人は百兩内外、郷鐵炮は三十兩程なりといふ、尙山林を仕立てて献上せしため苗字帶

刀を赦さるるものあり。

人身の賣買 元和二年十月幕府令して人身の賣買を禁じ、同五年十一月再び人身賣買の禁令を布きた

り後八年を経て寛永四年七月家政(國守忠英幼時)藩法七箇條を制定追加せしとき、其第五條之れに關する規程あり。

人の賣買質入等の儀代官給人下代へ相窺墨付を取合す者の儀は可被仕其旨、或慥成肝煎或は賣手の墨付を以て申定者之儀は、本錢を遣可取返、何之書物も無之候者不及子細可返置事。

とありて以後も尙數十年間この賣買行なはれたり、こは全國中甚だ珍らしき現象なり、と喜多博士はいへり、明曆四年西山村棟付帳に

小家 市左衛門弟 彌藏 歳貳拾六

但此者承應四年に五年切本物返に、井の川村茂右衛門方へ賣り申候。

然らば其價格は如何、固より家畜の如く身體の健否、年齢等に依り差異あるならんも折村(三繩村大利村)の棟付帳に此消息を語るものあり、曰、次郎左衛門買人但太郎助下人、三五郎歳二十八、此者同村百姓太郎助方より寛文五年より拾年切元銀返し四拾目に買申候。傳兵衛買人、作右衛門歳四十五此者萬治

四年より、世倅太郎相添、同郡松尾村百姓甚吉方より、銀子四百目永代申付候。

人の名前 現今にても伊豆八丈島等にては、吾人に耳慣れざる名前多しこのことなるが、本村にても昔は吾人をして甚奇異なりと感せしむる名前ありしことは、當時の公文書に明かなり。

慶長年度州津村の檢地帳に、

あるき、坊主、やまめ、こじき、池のふち、竹の内、作内、

などあり又明曆年度西山村棟付帳に而も男子の名前に次の如きあり。

ごん、さん、ひしや、ひしやとへ、いのこ、ごら、長、さる、まついし、みや、のこ、せん、いぬつづ、小三、介、助

第八節 明治維新以後

一、村治の沿革

明治二年六月松平阿波守封土版籍を奉還して更に徳島藩と稱し南、北、西の三民政所を設け各數郡を管轄せしめ、郡には大里長を置く來代愛相大里長に任せられたり。

明治四年徳島藩を廢し徳島縣を置き、翌五年縣下を十大區に別ち、更に之を若干の小區に細分せり、時に本郡は七大區、本村は東山畫間と共は三小區に屬せり、而して大區には區長小區には戸長及副戸長を置きて管内の政治を司れり。

州津村

就職年月	戸長	副戸長	在職年數
明治五年九月	來代愛相		五年弱
同 七年十一月		福田膳十郎	五年弱
同 十年三月	來代儀一		二年

西山村

明治五年九月	川人英三		八年弱
同 七年十一月	同	川人權三郎	六年弱

明治十一年十一月大小區を廢し郡に郡長、町村に戸長を置き戸長の下に用係を置けり、當時州津西山

二村聯合村役所を入籍名字川原に仮設し間もなく州津に設置し戸長及用係は左の如く任命を見るに至れり

就職年月	戸長	用係	在職年數
明治十二年三月	福田膳十郎		五年
同		川人義重	
同十五年四月		近藤萬次郎	
同十七年八月	福田武一郎		
同十八年	川西猪又郎		

明治十九年四月池田町、池田村、州津村、西山村の一町三ヶ村聯合して役所を池田町に設置し池田町外三村役所と稱せり

就職年月	戸長	用係	在職年數
明治十九年四月	宮内尙兄		一年
同六月		近藤萬次郎	
同二十年四月	馬宮作太郎		二年

明治二十二年十月町制實施の結果州津西山二村を併合し、箸藏村と改稱し、以來今日に至るまでの

間村治に關係せし人々は左の如し

村長

認可年月日	退職年月日	氏名	住所
明治廿二年十二月廿七日	明治廿九年三月卅日	福田武一郎	州津
明治廿九年四月十一日	明治三十四年九月日	近藤竹重郎	州津
明治三十四年九月廿七日	明治三十四年十二月六日	新居清太郎	西山
明治卅四年十二月十九日	明治四十年九月廿九日	山西悦藏	西山
明治四十一年一月卅一日	明治四十三年一月廿三日	川人義重	同
明治四十三年三月廿九日	大正二年二月廿一日	福田武一郎	同
大正二年十二月一日	現任	川人猪之八	州津

助役

明治廿二年十二月十三日	明治卅六年十二月十二日	近藤萬次郎	州津
明治廿六年十二月十二日	明治卅年十二月十一日	南實三郎	西山
明治卅一年一月七日	明治卅四年九月廿七日	新居清太郎	同
明治卅四年十二月四日	明治三十五年四月一日	村井龜吉	同
明治卅五年五月九日	明治三十五年	來代富藏	同
明治卅六年四月九日	明治四十一年九月十七日	村井龜吉	同
明治四十一年十二月五日	明治四十五年五月十六日	竹内常太郎	同

大正元年十月廿二日 大正二年十二月一日 川人猪之八
 大正三年一月廿二日 現任 三木幸章 西同山

收 入 役
 明治二十三年五月六日 明治二十五年四月四日 福田武一郎 (村長兼務) 津山
 明治二十五年四月四日 明治二十九年三月卅一日 南實三郎 西同
 明治二十九年四月六日 明治三十三年三月卅一日 竹内常太郎 州
 明治三十三年四月九日 明治三十五年四月一日 森本國一 同
 明治三十五年五月六日 明治三十七年十二月廿日 小西芳太郎 西同
 明治卅七年十二月廿七日 明治四十年九月二十九日 西岡幸太郎 州
 明治四十年七月二十日 明治四十四年四月十日 國金與八 同
 明治四十三年五月十七日 現任 大北秀一 同

書 記
 明治廿二年十二月廿四日 明治廿四年六月二十六日 川人近藏 州
 明治廿二年十二月廿四日 現任 村井龜吉 同
 明治二十五年四月三日 明治廿七年十二月廿七日 篠原米太郎 同
 明治二十六年四月十日 明治廿七年三月三十一日 西岡幸太郎 同
 明治二十八年四月一日 明治廿九年三月三十一日 川人守衛 同
 現任 谷内虎之助 同

明治卅七年十二月十七日 明治四十三年十月二十日 三木幸三郎 同
 明治四十四年三月廿五日 大正元年十月廿二日 川人猪之八 州
 大正二年四月一日 大正三年一月廿二日 三木幸三郎 西同
 大正三年四月一日 現任 伊丹宇吉 州
 同 大正四年八月十二日 篠原米太郎 同
 大正四年九月一日 現任 山本包重 西同

村 會 議 員

明治二十二年十月當選(定員十二名)
 松本虎藏 福田武一郎 西浦喜惣太 森田藤太郎 福田六三郎
 川人近藏 新居清太郎 近藤萬次郎 丸浦幸三郎 吉田儀藏
 來代宇平 南實三郎 現任 丸浦幸三郎 新居清太郎 西浦喜惣太
 明治二十五年十月半數改選及補欠選舉當選者
 福田六三郎 丸浦幸三郎 川人近藏 新居清太郎 西浦喜惣太
 谷内大吉 國金民藏 三木浪太郎 近藤萬次郎 國金民藏
 明治二十八年十月半數改選及補缺選舉當選者
 吉田儀藏 森田藤太郎 松本虎藏 近藤萬次郎 國金民藏
 西岡牛太 成川卯一 現任 近藤萬次郎 國金民藏
 明治三十一年十月半數改選及補缺選舉當選者
 川人近藏 丸浦幸三郎 福田六三郎 谷内大吉 西浦喜惣太
 新居清太郎 福田武一郎 鄉司儀藏

明治三十四年十月半數改選當選

西岡 牛太 小島 文平 吉田 儀藏 森田 藤太郎 松本 虎藏

明治三十七年十月半數改選當選

福田 武一郎 福田 六三郎 成川 卯市 郷司 儀藏 谷内 大吉

西浦 喜惣太

明治四十年半數改選及補缺選舉當選者

三木 浪太郎 吉田 儀藏 安藤 馬吉 郷司 儀藏 小西 芳太郎

谷口 泰三郎 小島 宇平 茶園 清三郎 森本 半次 丸浦 七平

明治四十三年半數改選、當選

三木 幸三郎 谷口 泰三郎 郷司 儀藏 成川 庄三郎 福田 伴五郎

竹内 待藏

大正二年十月選舉

近藤 竹重郎 丸岡 又四郎 石川 小三郎 南 實三郎 大浦 文三郎

増原 夫吉 竹内 常太郎 谷口 泰三郎 國金 與八 成川 庄三郎

茶園 清三郎 新野 茂次郎

二、産業の發達

農業及農産物

吾村は他の温帯地方の如く、古代より人々は富源を地上に求め、土地を耕耘する業にのみ従事するもの多く、地質地味氣候は最も農耕に適するを以て、其收益も亦尠ならずと雖も、今後も尙農村として誇るに足るべきや否やは疑問に屬するなり

先づ古よりの耕地面積を調査するに次の二表を得たり

第一表 田

調査年度 州 津

慶長 九年 五町七段

寛保 二年 九町四反

明治 十四年 四町四反

大正 元年 二十町三反

西山

不詳 九町九段三畝九步

九町四反

十三町一反

十三町六反

第二表 畑

調査年度 州 津

慶長 九年 三十一町二反

寛保 二年 不詳

明治 十四年 六十八町一反

大正 元年 七十八町六反

西山

不詳 八十六町五反九畝十二步

八十八町四反

百三十四町八反

百五十五町

右の表に據れば寛政年間に於て、田十八町畑百五十二町九反あり之を百二十年後の大正元年田三十三町九反畑二百二十九町九反に比すれば及ばざること遠しと雖も當時の人口に比すれば却て進歩せりと稱して可ならん、殊に明治十四年調査州津の田地の面積が慶長年間よりも狭少となり寛政年間の二分の一に及ばざるに至りしは頗る注意すべき問題なり、昔は大佐古、大深田、西の久保及び上の段にも池ありて、灌漑に便せりと、當時の人々が如何に米作に盡力せしか知るべきなり幕末に及びては

人々安逸に流れしため池溝の修築を等閑に付せしため遂に田地を失ふに至りしか將又讚岐米輸入の途開けたるために勞多くして收益少なき池溝懸りの田地を畑に變更せしに由るか。

明治年間に至り他の發達と共に農耕殖産の事業も漸次進歩し、田畑の收穫高も大體に於ては増加せり

米	明治二十五年	二百十五石
	同 三十五年	不詳
	同 四十年	五百五十七石
	大正元年	六百五十七石

米の收穫は過去二十年間に於て三倍餘の増收を見るに至れるは長足の進歩といはざるを得ず、元來收穫高の増減は培養の良否よりは寧ろ其歲氣候の順否に依りて豊凶を致すものなれば直ちに農耕の進歩とのみいふべからざれども、要するに田積の増加に伴ふて收穫高は漸次増加せり。

麥

明治二十五年	千九百七十九石
同 三十五年	千九百石
同 四十年	千五百二十三石
大正元年	千八百五十石

麥は本村民常食中の主位を占むるものなれば、其耕作方法に就ては、善良の注意を怠らず、一反歩の收穫高は漸次増加せりと雖も、桑園の加増に反比し、其耕作面積を減少するを以て收穫高は減少せり。

甘藷

明治二十五年	三十七万貫
--------	-------

同 三十年	三十五万貫
同 三十五年	四十一万貫
同 四十年	三十九万貫
大正元年	二十四万六千貫

本村は砂壤土多く、地味甘藷に適すれば、其栽培盛にして、麥と共に常食に供せしことは昔より「州津のいもくらひ北山のいもくらひ」との語あるを以て知るを得べし、然るに米桑の栽培増加と共に漸次耕作面積を狭められて、收穫減少するに至れり。

工藝用農産物

養蠶業、明治維新前後の養蠶業は甚幼稚にして、二三升乃至一斗の夏蠶を飼育するに過ぎざりしが、其後本村特に州津の氣候土性は桑樹の栽植、蠶兒の飼育に適したるを認め、養蠶を副業とするもの次第に増加せり

明治二十年來代儀一(三好郡書記第二科長)は瀧の下に二畝餘西の久保に一畝餘の桑園を作り彦次郎細技九綾龍を植付け、二十五年川人近藏は中津に一反餘の桑園を作り數年の後伊丹利八も亦二反餘の桑園を仕立てたり。

二十五年郡は蠶業發展のため、長野縣より山邊才三郎を雇入し、來代藤兵衛方に於て養蠶傳習所を開き、春蠶種大版三枚を掃立てたり、この傳習所は優秀なる教師の技術と熱心なる傳習生の作業とに依り、繭三石餘を穫るの良成績を以て終了したり、これによりて本郡中部特に州津地方の人々は養蠶の新智識を得、之に従事するもの輩出せり、中にも川人近藏福田武一郎前田文三郎等は、大飼育の率先者たり。

二十九年川人兵次郎は西ヶ原養蠶傳習所第一期生として入所し、卒業後縣蠶業技手となり後技師に進

み以て直接間接に本村斯業の進歩發展に貢献する所多かりき。

西山本名洞草に桑園の仕立てられしは明治三十年頃にして、入躰野呂内に桑園の出来しは尙四五年の後なりき、而して現在の桑園地積は二十二町五反畦畔見積三町五反合計二十六町歩繭の生産額は二十五年には僅か十餘石なりしが三十五年には四十餘石四十年春蠶八十三石夏蠶三十石秋蠶十一石計百四十五石大正元年には春夏秋蠶を合して三百五十石此價格一万六千餘圓に達せり。

藍 維新前より耕作稍盛んなりしも、其最も盛んなりし時期は明治二十年前後約十年間に於て、一年の收穫高一万貫餘此價格三千圓を下らず、西州津は其主なる産地なりしが、用水路開鑿米作の増加と共に、作付反歩を減じ、印度藍の輸入の影響を受け大に其産額を減じたり。されば近年稀なる高價販賣の大正三年度に於ても其産額五百圓に満たず

工業及工業産物

我村は農産物に富みて工業の原料品を供給すれども工業は古來微々として振はず現在に於てり工業的産物として擧ぐべきもの極めて少なきを遺憾とす

刻煙草製造業 安政元年福田六三郎は刻煙草製造業を始め明治三十年に至りて丸岡又四郎南實三郎茶園清三郎亦之に従事し三十五年に於ける製産額

職工男二十七人女四十人を使役せしが池田製造所作業開始以來廢業の止むを得ざるに至れり

莖織り業 煙草製造業盛大となるや從來抜き去り棄てて顧みざりし中骨も刻煙草となすに至れり、之を莖製煙草と稱す、この廢物利用の煙草は製造家を益すること甚大なりしかば競ふて之を製するに至り遂に莖織り業なるもの起るに至れり、莖織り業とは葉の莖即中骨をロールに掛け極めて薄き板状となす作業なり、本村に急峻なる谿谷多くして水車を運轉するに宜しく且つ煙草製造の中心地池田町に接近せるを以てこの業大に起り村内十三ヶ所の水車は莖織り業を営みたれば一ヶ年少くも三千圓の

工賃を得たりといふ、然るに煙草專賣法實施以後斯業廢絶に歸せり

以上述べたるが如く、我村産業の大部分は擧げて之を農業に歸せり、往昔の如く百般の事業幼稚なるごきに當りては、土地の功力にのみ依頼し農を以て國の本なりと唱傳する固より不可なしと雖も、人智日に月に發達し、万般の業務駁々乎として進歩する今日に於て、農業のみを偏重偏尊して、其他の産業を措きて問はず、天然の力を重んじ人工の妙を輕んじて、眞の殖産興業の道を講せざることあらば、縦令貧弱究乏の苦境に陥らざるも、富強盛大は得て望むべからず、米繭の産額増加と共に甘藷麥の産額減少せるが如く、農業如何に發達進歩するも、土地の生産力には限りあり、然るに工業は廉價の原料を採り之に勞力を加へて高價の製作品となすものにして、國力を消耗すること少く、唯々人々の勞力に對して賠償を求むるに外ならず、而も工業的原料の生産多額にして、殆んど無限に絶えず之を供給し得る、我村の如きは、今後大いに工業の發達に意を注がざる可らず、繭は其儘販賣しつゝあれども、之を生糸とし、尙更に加工して絹織物又は絹綿交織物を織出し、又筏として流下販賣の竹は加工して竹箸竹籃其他の竹製品として販賣するが如く、殖産工業の調和發達に務めば、村を富強ならしめんことを期して待つべきなり、

三、交通の便利

我村は郡の中心地池田町に接し且つ金比羅奥之院なる箸藏寺のあるあり、故に維新前後に於ても比較的交通便利の地方に數へられたり、然れども其道路たるや幅狭く至る處に嶮しき阪ありて、毫も車を通せず今日より見れば實に隔世の感ありしなり今左に明治維新前後の概要を述べん。

一、箸藏參詣道 池田町より渦渡を渡り、中津より安兵衛小又に沿ひて瀧の下に出で州津谷を渡りて藤の井より赤鳥居を通り大門にして本村中最も善良の道路なり

二、金比羅街道 箸藏寺より猿額一升水榭の休場を経て二軒茶屋を越へ七本松荒低を経て金刀比羅に

至るものにして、金比羅及奥之院著藏寺參詣人の通行繁きは勿論、米穀運搬の要路として交通頻繁なり
 三、徳島街道 瀧の下より茶園地善丈地雑田を経て晝間に至るものなり
 四、峯久保 西州津より經塚を経て、峯の久保を越へ西山本名に至るものにして、州津西山本名間の唯一交通路たりしなり。
 五、中蓮寺越 敷之上渡しより七曲の峻坂を上り、西山本名洞草を経て洞草峰を越へ野呂内を通過し中蓮寺峯を越へ讚岐中の村に出づるものにして、二軒茶屋越に次ぎての讚岐路なり。以上の五道路は今も尙人馬道として本村交通の要路たるものあり度々改修を加へて尙現時の如し、五十年前如何に交通の不便なりしか察すべきなり。
 撫養街道改修 明治九年撫養街道(舊名徳島街道)改修の舉あり道幅を二間二尺とし池田渦渡を渡り中津より安兵衛小又に出で、瀧の下より井關に至り、州津谷を渡りて藤の井に上り、赤鳥居の前を横ぎり八幡にて八幡神社の前を通過して晝間村に入る、この道路や道幅の廣き点に於て屈曲の少き点に於て從來の道路に比し大に其面目を改められたれども、車馬の通せざること尙依然たり
 三好新道開通 明治十九年春三好新道開鑿に着手し、東州津赤鳥居に縣土木課出張を設け、縣吏出張銳意工事の督勵に怠らざりしかば、藏谷の難工事も漸く竣工し翌年春に至る迄の間に落まで開通せり爾來引續き工程を進め四五年の後に至り猪の鼻の堀割工事も竣工し新道香川縣に通ずるに至れり、新道の成るや從來二軒茶屋越をなせし米穀運送所謂米取馬は直ちに通行を開始せしも荷車の通行は五六年の後なりき、當時の荷車は所謂徒車にして米五六俵を積載するを普通とし、稀には八俵を積み人々を驚かして得意然たる若者もありしなり、而も挽方甚拙劣にして荷車の轉覆甚だ多く、猪の鼻よりの歸途五度の轉覆は珍らしからざりき、現時の熟練せる徒車挽が二十俵を挽くが如き技術とは到底同一の論にあらざるなり。

西山街道開通 明治二十二年西山街道を開鑿す、幅六尺の人馬道にして西州津中津四辻より一段地を經て西山込に至るものにして、是より州津西山間の交通甚便利となれり、この道路の開通は池田町の繁榮を殺ぐものなりとて反對し、池田町民所有の道路敷を賣渡さず、事業の進行を遅延せしめたり。

四、公 憤 義 勇

明治二十七年八月帝國は韓國の獨立保全に關し清國と旗鼓の間に相見るとの止むを得ざるに至り終に交戰年を閲へて翌年に及び連戰連勝凱旋せり
 是より先き露國の東亞侵略は益其歩を進めしが此戰役により清國の無氣力なるを悟り其毒牙を滿州に縦にし漸く延びて韓國に及ぼす尋で爲さんと欲する所明かに知るべきなり、我は平和の裡に解決を求めんとせしも彼益兵備を増大して我を威壓せんとし三十七年二月に至る、切齒扼腕慷慨悲憤の絶頂に達せる國民は宣戰の詔勅を拜讀するや、舉國一致盟つてこの強敵を粉碎せんことを期す、建國以來三千年外敵と戰ひたる一再に止らずと雖も公憤義勇の人心に發したる空前にして特に軍人に至りては蹶起踴躍健闘奮戰以て翌年に亘り曠古の大捷を博せり
 此兩戰役に當りて我村の壯丁にして命を鋒鏑に墜せしもの及び勳功ありしもの少なからず左に之を列記せん

明治廿七八年戰役

- | | |
|----------|-------------|
| 勳八等白色桐葉章 | 中 川 近 藏 |
| 同 | 西 森 菊 太 郎 |
| 勳八等瑞寶章 | 福 田 伴 五 郎 |
| 同 | 横 佐 古 庄 三 郎 |
| 同 | 福 田 常 三 郎 |

山村は文政年度圖面を主なる證據として大阪上等裁判所へ控訴の結果勝訴となれり。文政年度圖面とは文政年間に於て徳島藩が數年の日子と多額の經費とを投じて、測量編成せしものにして縮尺二千四百分の一の圖と郡圖とありて、本縣廳に保存し現今にても、町村界争論の訴訟には極めて有力なる證據となるものなり。

今判決の主文の要点を左に掲載すべし。

「仍テ原告ノ文政年度圖面ヲ謄寫合一シ境谷ヨリ野呂内谷槻谷合頭迄直線ヲ畫シ村界線ノ屈曲ニ從ヒ右直線トノ距離ヲ記入シテ該村界ヲ示シ之ヲ下付スルモノナリ
且訴訟入費ハ成規ニ基キ原告入費ヲ拾分シ其七分ヲ被告ヨリ辨償スベシ
明治十四年六月三十日

大阪上等裁判所判事 武 久 昌 孚
同 宮 崎 政 暉

右判決は實地に適合せず、爲に實際の境界を定むる能はざること久しかりしが明治二十二年双方争論の飽き郡長の仲裁を機とし多年の争論漸く終結せり

野山分割

藩政時代に於ては山林原野の一部分を限り名負地として、名負人及び其子孫をして支配せしめたり、名負地とは個人名義の地所の謂にして、田畑所有者は出願の上其接續地の山林原野を私有することを得るなり。而して大部分の山林原野は入相刈山俗に野山と稱し、一般人民をして一定の時期を限り青草及び薪を採取することを得しめたり、然るに人口の増殖は田畑の開墾地を増し山林の需要も亦大に加はり山林の名負を出願するもの益々、耕地に近き個所は漸次名負地即ち民有地と化せり、明治維新後この野山を收めて郡有財産とし、尙從來の如く毎年一定の時期に於て入相刈を許せり、然るに人々

の野山に對する保護は民有林の如く厚からず、只一時の利益に迷ひ濫りに採取せしめたため漸次荒廢地と化し、民有林の樹木鬱蒼たるに反し青草すらも十分の發育をなさざるものあるに至りしかば、明治十三年遂に野山分割の舉あるに至れり。

本村は晝間東山の二村と聯合し各村より委員を出し其決議に基き、學校林村有林を扣除して後各戸に配當せり、即一戸當り約二町歩にして州津は山林の面積狭少なりしかば、西山より八反東山より八反の配當を受けたり、全分割の終了は十五年にして、當時分家非常に増加し分割後廢家せると、分割に着手するや直ちに其地所の賣買成立せる等は實に苦々しき事ごもなり。

第二章 位置 境界

我箸藏村は三好郡の北部にありて、東は晝間村、西は佐馬地村に接續し、南は吉野川を隔て、辻、池田の二町に臨み、北は阿讃山脈によりて、香川縣三豊郡財田村と脊中合せをなす。

東、西谷によりて、晝間村大字晝間の敷地と界し、それより西々北に山の尾傳ひに晝間村大字東山と境せり

西、境谷によりて、佐馬地村大字白地の敷上と界し、境谷の源より北は錯雜なる境界線を以て、佐馬地村大字白地の馬場及野呂内と界せり、即ち境谷の源より障子岩、山神及野呂内谷の犬岩を經

て槻谷を廻り高塔の峯に至るものにして、この境界線中境谷の起頭より犬岩に至る間は、古來境界線分明ならず、遂に境界争論の訴訟起り互に勝敗ありしことは前に述べたるが如し。

南、吉野川を以て、辻町大字西井川及池田町と相對す。
北、阿讃山脈の頂上を以て、香川縣三豊郡財田村と境す。

第三章 面積及區劃

第一節 面積

東西の最長徑 一里二十八町
 南北の最長徑 一里一丁
 周圍 五里三十町
 面積 一方里二厘

土地臺帳に現はれたる、段歩は左の如し
 土地總段別

二千六百六十九町四段三畝六歩

- 内
- 第一種官有地 二段十二歩
 - 第二種官有地 五町六段七畝十九歩
 - 第四種官有地 八段二十九歩
 - 官有地合計 六町六段九畝歩
 - 有租民有地 二千六百六十二町二段九畝九十三歩
 - 免租民有地 四段四畝十三歩
 - 民有地合計 二千六百六十二町七段四畝六歩
- 尙土地の種目により段別を示すこと左の如し
 三十四町五段二畝二十六歩

畑地	二百二十七町一段五畝三歩
山地	六萬八千四百坪六合五勺
原野	千八百九十三町一段一畝十五歩
雜種地	四町二段四畝七歩
學校地	五畝二歩
鄉村地	三段八畝九歩
墳墓地	四段
用水地	一畝三歩
溜池	十歩
保田	一畝十歩
道路	十町二段三畝十八歩
荒地	五町七段六畝二歩
	八段四畝二十三歩

第二節 區劃

(一) 大字 州津
 東州津、
 大字 西山、
 本名、
 下野呂内、
 洞、
 草、
 入、
 體、
 谷、
 東、

明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正元年	大正二年
四二	四三	四三	四四	四四	四五	四六	四六	四七	四九	五九
八六	八九	八九	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
二二	三二	三二	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二七	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
五〇	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六

(二) 人口出入表

明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十三年	大正元年	大正二年
三七	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

大正二年 三八五 一七五

第五章 地勢

第一節 總說

北香川縣との境界には、阿讃山脈連亘し、中部には西山峯、洞草峯高く聳え、野呂内谷其間を東流し南に折れ、箸藏山と西山峯との間を流れて吉野川に注ぐ、而して吉野川は村の南端を東流せるを以て野呂内谷沿岸の一部分を除くの外は、地面北に高く、漸次南に向つて低下し、其南端吉野川邊に少許の州津平地を作れるのみにして、他は悉く山地なり、この山地の中にて傾斜緩なる地方には農耕の業行はれ、所々に部落を形成す、其西端の部落を洞草といひ、西山本名其東に連なり、峯の久保は其東にあり、人跡と落船原中尾とは野呂内谷の中流に谷を隔て、相對し、下野呂内谷は野呂内谷の沿岸にありて地勢自ら別天地をなす。

第一節 山誌

阿讃山脈中有名なるは、中蓮寺峯、箸藏山にして猪之鼻峠は其中間にある峠越なり、又佐馬地村雲邊寺山より東南に走れる小支脈は本村の中部を東走し洞草峯、西山峯となる
 箸藏山 箸藏山は阿讃山脈中に聳ゆる名山にして、州津の東北に位し晝間村に跨る、高さ七百二十米頂上は見晴しの好き所にして、西讃東豫を眼下に見下すことを得るのみならず、瀬戸内海を隔て、遠く山陽道を雲煙の間に望み、南には國見、中津、烏帽子、樺生等の諸山を眺め得べし、其中腹に有名な箸藏寺あり、境内老樹鬱蒼として繁茂せり、箸藏谷(又は藏谷)之より流出し州津谷に入る
 中蓮寺峯 中蓮寺峯は下野呂内谷の北讃岐との國境に聳ゆる、高さ七百五十五米、山腹に中蓮寺跡あり、頂

上の眺望箸藏山に劣らず
猪鼻峠 猪鼻峠は高さ五百五十米、阿讃山脈中の最低所にして、三好新道開道以來、阿讃交通上の要路となれり
洞草峯 洞草峯は洞草の北方に聳ゆる本村第一の高峯にして、高さ八百米あり
西山峯 西山峯は西山本名の北に聳ゆ、高さ七百二十米、其東端に烏止森ありて喬樹鬱蒼たり森林中に一小祠あり、大山祇命を祭る

第三節 水 誌

吉野川 吉野川は四國四縣に跨れる大河にして、上流を南川谷といひ源を土佐國土佐郡善次ヶ森に發し、瓶ヶ森なる寺川谷と合し、縦谷となり、長岡郡大久保に至り四國中央山脈の裂け目を流れ、方面を北に轉じて横谷となり、風景秀美なる大步危、小歩危を経て、川口に至り伊豫國より來れる伊豫川を合せ、川幅と水量とを増加し、流勢亦稍緩となり舟運の便あり、川崎大利の境にて源を劍山に發せる祖谷川を合せ、白地に於て馬路川を合せて伊地瀬を作りてより方向を東に轉じて、再び縦谷となり釣取瀬を流下して本村に入りて鉄瀬を作る、此鉄瀬は暗礁多く船行甚危険にして、古來船人の最も恐るゝ所たり、一段地の南にて池田瀬訪瀬を作り、安兵衛小又と稱する一小支流を分ちて、高嶺を作り、州津谷を合せて後再び左岸に一小支流を作る之を與助淵と稱し、本流との間に三條嶺を形成す、庚申瀬(梅木瀬)の下流にて與助淵の支流と合し、晝間辻間にて大船戸、鎌瀬を作りて後、吉野川筋第一の絶景たる小山の淵となる、これより東流すること十餘里、名東名西の郡界に於て、右派別宮川を分け、板野郡北島村にて左派今切川を別ちて後海に注ぐ、全流程六十里、支流の流程を合するとき三百四十九里餘、流域全面積二百十方里舟筏の通すべき幹川二十七里餘、支流川延航路三十里餘あり

て灌溉舟運の便甚だ大なり

吉野川の水源は、我が帝國に於て暴風強雨の多き地方の一に屬するを以て、夏秋の交に暴風雨一たび到らんか、滔々たる洪水は一瀉千里の勢を以て奔流し、其洪水位、平水面より三十尺乃至百尺の高位に達し、本村にても四十尺乃至六十尺に達することありて、中津、瀧ノ下茶園地等に浸水し、田圃禾稿を損耗するのみならず、往々家屋を漂蕩し人畜を損害することあり
州津谷 州津谷は又鮎苦谷ともいひ上流を野呂内谷、中流を落谷と稱す、源を佐馬地村雲邊寺に發し阿讃山脈に平行して東流し、佐馬地村野呂内を経て、本村下野呂内に入り、兩岸に少許の平地を作り地層の弱点を求めて南に折れ、屈曲蛇行、落入體間の深谷をなし、壑の諸、大釜、小釜、上蛇、大蛇、ドンドロ、丸砥、鮎返等の深潭急流を作り、初夏鮎魚の遡ることを苦しむるを以て鮎苦谷と稱すとの傳説あらしむるに至る、この瀬あり淵あるの地方風景秀美なる處多し、太田にて西州津水路を岐ち州津城趾の東方を迂回し、東西州津を分ちて吉野川に入る、流程三里餘、灌溉の利多し
西谷 村の東端を流るゝ谷にして、晝間の小川谷に對し、此の名ありといふ、源を箸藏山の東方に發し、南流して吉野川に入る、水量多からずと雖も、數町の水田を養へり、上流に障子岩あり、中流に龍頭の瀧あり
箸藏谷 一に藏谷とも稱す、箸藏山の森林中より發し、西南流して州津谷に入る

第四節 用水 水路

用水路の著しきは、西州津用水路にして、東州津用水路之に次ぐ、其他の用水路に至りては規模甚だ小なりとす
西州津用水路 州津川人近藏、西岡彌太郎の二人は夙に州津谷水を導きて西州津に田地を得んこの意

志あり。明治十八年三好新道開鑿工事のため滞在せる、笠井技師に設計を依頼し、依りて以て少額の經費にて開通し得ること明瞭となりしも、地方人の大部分は成功を疑ひ、賛成するもの甚少なりしかば遂に着手に至らざりき、明治二十七八年戦役後の事業勃興に伴ひ計畫其歩を進め、三十年八月工事に着手し三十二年三月竣工せり、爾來數度の大改修を加へ以て現今に至る、水源地を太田に求め明溝暗渠を流るゝ約三百間にして墜道に入る、地方人之を「マンブ」と稱す、其長さ六十五間幅四尺高さ五尺餘あり、墜道を出でたる所即ち坂口にて、井關、瀧瑞、中津の三大線に分岐し、更に之を十數線に分ち以て、二十餘町に灌漑し又所々に水車を運轉せり、此の餘り水は猶二十町歩の田圃を養ふ得べしといふ

東州津用水路 水源地を藏谷に求め、三好新道に沿ひて土管を埋め赤鳥居を過ぎて後明渠となり、數線に分れて飲料灌漑に供す、大正三年認可を受け直ちに工事に着手し同六月竣工せり、現今の灌漑反別一町餘なれども尙二町の養水となし得べしといふ

第六章 氣候

第一節 氣温

本村は北に山を負ひ、地面漸次南に傾斜せるを以て日光の直射強く、隨て温度高し、州津の平地にありては、夏日華氏九十度以上に昇ること珍しからず

冬季降雪あるも、積雪數日に亘ること、極めて稀なれども、下野呂内は地面高く、且つ南に洞草峯、西山峯を負へるを以て、温度低く、冬季積雪十數日に亘ることあり

第二節 風

冬季阿讃山脉を越えて吹き來る西北風は、頗る乾燥、且つ寒冷なる空氣を送り來り、温度を非常に低下せしめ日中尙ほ氷点以下に降ることありこの西北風吹き續く間は多くは晴天なれども、時々濕潤にして暖き南風或は東南風に變ずることあり、前者を南氣、後者を南と稱し、俄に温度高くなり且つ降雨あるを常とす

本村中風威の最も盛なるは峯の久保にして、人家は勿論、畠地の風上にも防風林を作れる處少なからず、谷東三名就中船原地方も亦風力強ければ、生垣を作りて之を防げる人家多し

第三節 降水量

年中最も多量の降雨あるは、六月及び九月にして、六月頃に降り續く梅雨は數日又は十數日に涉り、稻禾及び甘藷の移植を容易ならしむる恩雨なれども、九月上旬即二百十日頃の暴風雨は、各谷河の水量を増加し、交通を絶ち、且つ附近の田畠に害を蒙らしめ、米煙草の收穫を減少せしむること少なからず雨量の最も少なきは冬季なれども下野呂内には降雪少なからず

第七章 生物

第一節 植物

地勢南面せる所と、北面せる所及び土地の高き所と、低き所とは寒暖を異にすれば、自ら植物の生育異ならざるを得ず

州津平地は所謂州津竹の本場にして、太く長く、眞直にして、肉厚き良竹を産し、其他吉野川に近き山腹は一般に櫟、枹、檜等の植物よく繁茂し、中腹以上は赤松の森林多く野呂内谷の沿岸には栗の野生せるもの少なからず

第二節 動物

家畜には馬、牛、犬、猫等あり、野生の動物には兎、鼯等あり、箸藏山には古來鼯鼠多しと稱せらる

れども今は大に其數を減じたるものゝ如し
 家禽には只雞の一種あるのみ、然れども下野呂は古來雞を飼養せず、其理由たるや一種の迷信に外なら
 ず、即ち中蓮寺の寺跡には金の雞埋まり、毎元旦必ず一度歌ふを以て、生きたる雞の歌ひ聲を聞かし
 むるときは、禍忽ち全部落に及ばん、といふにあり
 左に牛、馬、雞の統計を示さん

牛	一九九	計	一九五
馬	四		二〇
雞	飼養戸數		
	成禽		
	雛		
	六二五		
	三〇〇		
	二〇三戸		
	一七六		
	一六		

第八章 産業

第一節 農業及農産物

本村民は古來農を以て主要なる生業となせば其生産物の大なる他に冠絶せり、古來農民は比較的祖先
 傳來の舊法を墨守するものと信せられたれども、現今にては學理を應用して改良進歩を圖るもの漸次
 増加せるは甚だ喜ぶ可きの現象なり、食物用農産物としては麥、米、甘藷、蔬菜あり、工藝用農産物
 としては繭、煙草ありて其産額少なからず
 一、麥 麥は村民大多數の常食として村内至る所に栽培せられ、又田地にも二毛作として耕作せらる
 大正四年度の作付反別二百四十六町歩、三千餘石を産せり

二、米 州津の沖積層平地は米作の適地なるも古來用水に乏しく、從て其收穫少量なりしが東、西、用
 水路の完成と共に産額漸次増加せり其他下野内に於ける野呂内谷の沿岸地方及び西山に於ける西山込
 地方には古來より田地開けて米穀を産せり
 品種の主なるものは神力、大政官にして大正四年度の作付反別田三十四町五反、畑十三町八反、合計
 四十八町三反にて、約六百石の收穫あり、中就西州津には良質の米を産すれども耕地の面積少なけれ
 ば到底村内の需要を満する足らず、年々多額の讃岐米を移入せり、
 三、甘藷 甘藷は本村民副食物の主なるものにして砂質壤土の傾斜地に栽培せられ其産額二十万貫價
 格一万圓内外なり
 四、蔬菜 蔬菜は葉菜類を主とし、根菜類果菜類之に次ぐ、近年次第に改良せられ其産額益増加せり下
 野呂内を除くその他は婦人の副業として池田町地方に行商す
 五、煙草 煙草は大字西山六ヶ名に栽培せられ大字州津の養蠶と共に本村の主要産物たり（州津にて
 は船原名のみ栽培す）
 大正四年度に於ける作付反別五十一町、收量二万三千五百五十貫、金額一万六千四百八十五圓なり
 六、養蠶 明治維新前後は自家使用品として少許の夏蠶を飼養するに過ぎざりしが明治二十五年東州
 津にて蠶業講習會を開きし以來各戸に於て熱心に飼養し以て現今の隆盛を見るに至れり
 大正四年度に於ける調査によれば桑園二十三町三反歩にして收繭額左の如し

名	稱	數	量	價	格	玉	繭	價	格
夏	蠶		二二〇石	一一、〇〇〇	四	五、四	四	七〇〇	四〇
春	蠶		二二	九二八					

晚秋	計	蠶	蠶	蠶
		一〇二二	五、一一〇	三五〇
		三四三	一七、〇二八	九三
				一、〇九〇

六四

本村中特に州津地方は桑樹の栽植に適するのみならず、其耕作の方法も亦近年著しき進歩を認むれども、尙毎年約二万餘貫の不足を生ぜり、故に本村養蠶業發達の第一歩として桑園の増設は今日の急務なりといはざる可らず

第一節 林業及林産物

從來森林濫伐の弊多く、計畫的に造林をなせるもの多からざれば、箸藏山を除くの外は、森林として見るべきもの甚だ少なく、木材の産額數ふるに足らず

一、竹 州津の竹は品質良好、所謂州津竹の本場として有名なるものなり、面積二十町歩、吉野川筏により搬出す。年産額三千圓以上に及べり

二、木炭 西山にては各所にて木炭を製出せり、中にも下野呂内は最も盛んにして主として香川縣に販賣せらる、年産額約二千圓内外なり

第三節 工業及製造品

工業に従事するもの極めて少なく、製造品として擧ぐべきものは、僅に左の二品に過ぎず

一、機械製粉 製造家二戸。水車を原動力とし原料三百餘石を用ゐて毎年約六千斤、の麥粉を製造す此價格三千圓なり

二、素麵 製造家一戸水車の原動力により毎年約三千貫の素麵を製造す、此價格千四百圓内外なり

第四節 商業

本村には商業を専業とするものは甚だ稀にして農及び養蠶と兼業するもの多く、漸次發達せるもの

如しと雖も精確なる統計資料を缺ぐ、本村は香川縣との交通便利にして、穀類の移入、殊に米麥の取引多きことは、本郡第一なりと稱せらる。

第九章 交通

第一節 總論

本村は北に連山を負ひ、南は吉野川に面し、村落の大部分は山腹に於ける傾斜の地に點在す、従つて古來交通の便悪しく、明治廿年に至りて尙は一輛の車すらなかりしに徴しても陸路交通の甚だ不便なりしを察すべし、然れども吉野川川舟の便によるときは一日にして川島に達すべく、二日にして徳島に着し得るを以て、古來主産物たりし薪炭、竹材、葉藍等はこの舟筏の便によりて運送せられたり。

明治二十二年三好新道間通、引續き撫養街道の再改修ありてより吉野川下流地方及び香川高知の二縣へ車を通じ、三十三年白地支線開通北岸も亦諸車を通ずるに至り交通甚便利となれり

大正四年に於ては荷積馬車九、人力車八、牛車二十八、荷積大中車四十二、自轉車二十三、合計一百十輛ありて本村人三十三人に付車一輛を有する割合となり。

抑も各地方に於ける諸車の配付は交通の便不便を示すものにして東京の人口僅かに十二人毎に一輛を有するには到底比す可らずと雖も、隣縣讚岐平原の四十人毎に一輛を有するに比し、山岳地方の本村如何に交通の開けたるか知るべきなり、加ふるに大正三年鐵道徳島縣對岸池田町に延長の結果交通益便利となれり。

第二節 道路

一、三好新道(國道)

香川縣多度津町を起點とし、三豊郡に入り國境猪鼻峠を超へて我が箸藏村に入り、大具の渡を渡り池田町を通過し、更に白地の渡を渡り吉野川左岸に沿ひて本郡川口の鐵橋、大步危、小歩危の絶景地を経て高知市に達す、我が縣内の延長十四里十二町にして、本村内の延長二里二十五町あり

二、撫養街道(縣道)

撫養町より吉野川左岸に沿ひて來り州津(大原)にて三好新道に合するものにして其の延長十八里二十一町、本村内の距離三町餘

三、三好新道白地支線(縣道)

州津茶園地にて三好新道に岐れ州津谷の下流に架したる箸藏橋を渡り、吉野川左岸に沿ひ白地榮橋にて伊豫街道に接続す、延長約二里内、村内の道程三十八町あり

四、峯の久保越

西山字入駱名經塚より起り峯の久保を越へて字洞草名大佐古に至り更に延長して、佐馬地村字馬場に出ず、其の里程約一里強なり

五、入體越

州津渦の渡船場より經塚、入體、本名、込野を通過し登尾を経て猪之鼻峠にて三好新道に合す阿讚郵便の捷路にして現今本村内の里道中交通者最も多し、これ徒歩讚岐に至るものは本道なる三好新道を上るよりは遙かに其の里程の上に於て利する所あるが爲めなり延長約二里

六、雲邊寺道

箸藏寺西門より晝尙小暗き老樹の鬱蒼たる林中を過ぐれば間もなく舟原名に出ず、茲より落坪尻、登尾、下野呂内名を経て佐馬地村野呂内に入り、涓々として流るゝ小溪に添ひ、蜿々として迂曲せる谷間を過ぎ水谷より十八町の急阪を登れば雲邊寺の境内に着す此道程百八十町と稱す

第三節 渡 船 場

一、大具の渡

明治二十二年三好新道の開通の結果從來の非營業渡船は營業渡船となり、同廿八年四月縣設とし渡守には一定の俸給を支給し一般乗船者は無賃とせしが貨物の渡荷益増加し二艘の小舟にては甚だ不便を感せるを以て國金彌平は「平船」を用ふる私設貨取船の許可を得荷車は積荷の儘渡河し得る様になしたり。其後川崎耕一は岡田式渡船を創設し大正三年四月開業せり濁水の際に流水の速度緩に過ぎ岡田式渡船の特徴を發揮し難しと雖も出水の場合には非常に便利となれり

二、渦の渡

西州津にあり、この渡船場は最も古くより開け通行人も多かりき阿波志に曰く

池田津有渡船里稱江口河北爲州津渡丁一人俸二口四石

古代の渡船場は現今の渡船場より三町の上流の波止場近傍なりしが明治二十年頃現位置に変更したり

三、西山込の渡

西山、西山込にあり、渡船一艘、近郷の者渡船するのみ渡丁一人は主として「シヨ米」によりて生活す

第四節 橋 梁

一、箸藏橋

州津谷の下流にあり明治四十年十月工事費貳千九百參拾壹圓六拾參錢六厘を投じて架設せしが其の後大正元年の大洪水の爲め、其の一部分、破壊流失翌同二年の春再び修繕を加へ且つ橋の長さをも延長し以て現今に至れり長さ二十一間幅二間高さ五間あり

二、登尾橋
 入體越中野呂内谷に架設せるものにして、高さ長さ共に三間餘、登尾に接近したる橋なればこの名あり、附近の地は樹木生茂りて晝尙暗く、昔時は強盜屢々出で、往來の人々を強迫せしといふ其の他所々に架設せる小橋梁あり

第五節 各地への里程 (元標州津井關)

市町村名	里程	市町村名	里程	市町村名	里程
井内谷村	二、二五	山城谷村	四、三三	德島驛間鐵路	四、一、九
辻町	一、二五	境目峠	四、六九	辻祖谷村	九、五〇
撫養町	二、六二	佐馬地村	二、四四	西祖谷村	二、六四
脇野村	八、〇五	馬鼻峠	二、六九	三繩村	二、〇八
三野村	三、三三	猪鼻峠	一、八、四二	池田町	一、〇八
足代村	一、六二	徳島市	三、〇三	土佐國境	二、四、四二
晝間村	〇、七二	加茂村	二、五三	三國村	七、三六

第六節 郵便 (位置西州津)

州津郵便局
 開局 明治四十四年六月二十一日
 局長 勳七等 福田伴五郎
 取扱事務 郵便、爲替、貯金

取扱状況左の如し

種類	明治四十四年度	大正四年度
書留通常價格表記通常引受口數	一二五	二一五
普通小包書留小包引受口數	一六二	四〇八
爲替振出	口數一〇	口數一六三
爲替振入	口數一五〇	口數五四八
貯金預入	同 一六七	同 二〇一九
貯金預出	同 九七	同 六〇二
貯金拂込	同 五二	同 一六九
貯金拂出	同 二	同 三八
年金恩給	同 二	同 一七
貯金現在高	人員四五八	五五〇〇、〇〇〇

第十章 社 寺

第一節 神社

本村民は古來敬神の念厚く秋季に行ふ例祭には親戚古舊相集ひ相語りて和氣滿堂身を清め衣を新にして神社に參拜し、屋臺の太鼓を打ち鳴らし神輿を出だしなご心を盡して神のために賑ひをなさんと努む。村社は八幡神社、鎌神社の二にして他に約四十の無格社あり、中には甚しく荒廢せるあり、合併の必要を認む。

一、八幡神社

- 一、位 置 州津宮の久保
- 一、社 格 村 社
- 一、祭 神 譽田別命
- 一、本 殿 方一間
- 一、幣 殿 縦二間、横一間半
- 一、拜 殿 縦七間、横參間
- 一、境 内 三百五十四坪、官有地第一種
- 一、例 祭 十月十五日
- 一、氏 子 二百六十戸
- 一、由 緒

州津村字八幡田に鎮座せる八幡神社は譽田別尊即ち應神天皇の御尊靈を奉祀せる社にして、舊稱は八幡宮と稱して現今の晝間村字敷地喜多内と云ふ所に勸請ありしこと舊記に明かなり、何時の頃勸請せしや不明なれども今尚ほ其の土地を敷地と稱し又字名に(喜多内)(馬場)(カブキ)等の名を殘せり、又舊記に其の後州津村へ御鎮座せしなりとあり、御鎮座後元和二年九月二十七日火災に罹り社殿を焼失せり、時の氏子藤原武次、武取、武正、本願大西彌左衛門(五百目)七兵衛(五百目)彌右工門(三百目)等の寄附金及世話により元和三年十二月二十一日再建せり其後不幸にも亦火災に罹りたれど元祿十四己年十一月四日に再興せり。元文五年神興を調達奉納せり。延亨元子年四月八日此時社殿を葺葺カヤキとなしたり。寶曆年中に又火災に罹り寶曆六子年再興せり、此時より大別當と書せり。

明治三年十二月に神名改め八幡神社と改稱し村社に列す(原文の儘)
 本社は鎌神社と共に明治四十一年二月神饌幣帛料を供進すへき神社に指定され、大正三年三月十二日を以て會計法を適用すべき神社に指定されたり。

- 境内に左の六社あり
- 1 伊勢大神宮 天兒皇太神
 - 2 大元尊神 天之御中主神
 - 3 巖島神社 市杵島姫神
 - 4 天満神社 菅原道真
 - 5 荒神宮 素盞鳴尊
 - 6 鷲神社 稻背荻神
- 一般境内の状況 社前には新らしき石鳥居、玉垣を以て取り圍み、社後は竹林にて蔽はれ、庭中には數百年を経たる老杉ありて神々しき感を覺ゆ。

- 二、鎌 神 社
- 一、位 置 西山本名堀
- 一、社 格 村 社
- 一、祭 神 天兒屋根命
- 一、本 殿 方一間
- 一、幣 殿 縦二間、横一間半
- 一、拜 殿 縦六間、横二間
- 一、境 内 百三坪、安廣名持
- 一、例 祭 十月二十三日
- 一、氏 子 二百戸
- 一、由 緒 不詳

一般境内の状況 土地高燥にして眺望佳なり。

三、千尋衣神社 (無格社)

- 一、位 置 州津井關州津城趾の南麓
- 一、祭 神 天棚機姫命
- 一、本 殿 方壹間
- 一、幣 殿 縦一間半、横一間
- 一、拜 殿 縦四間、横二間
- 一、境 内 五十一坪
- 一、例 祭 十月十八日
- 一、氏 子 百九十戸
- 一、由 緒

抑も當社千尋衣大明神と申し奉るは天棚機姫尊を祀れる社にして古へ此所へ田子城と申す城廓たりしが、長曾我部元親に攻め落され城廓残らず兵火の爲めに機失せられたり、時に彼の城山絶頂怪やしき光り輝き里人は是れを見るに回録の灰塵の中に靈々たる千尋衣あり、里人之れら千尋衣大神の靈なりとて祭り奉る時に往來の道筋馬上にて通路するに忽ち人馬立ちすくみとなりたりける。人々不思議の思ひをなし即ち千尋衣大明神に祈りするに通路を赦し給へにける御社を城山の中段に祭るに前なる大河通船不思議に難船有り因而只今にては城山の麓に祭り敬神奉祈誓に成就せずと云ふ事なし、中にも婦人隊の誓ひ女童の所業祈るに叶はずと云ふ事なし、不思議なるかな、去未の歲百日早魃に此社にて「雨請ひ」しに忽ち降雨いたし早魃の難を遁れ産子其の爲め報禮に鳥居を造立奉仕、猶又祭禮の砌り神勇めの爲め御興調度進すれども漸く

四、日吉神社 (無格社)

- 一、位 置 州津森首
- 一、祭 神 大山住命
- 一、由 緒 不詳
- 一、本 殿 方一間
- 一、幣 殿 方一間
- 一、拜 殿 縦三間、横二間
- 一、境 内 六十坪
- 一、氏 子 百九十戸
- 一、例 祭 十月二十日

五、三社明現宮 (無格社)

- | | | |
|--------------|-------------|--------|
| 一、位 置 州津西ノハナ | 二、祭 神 天御中主神 | 氏 子 九〇 |
| 同 同 重 里 | 同 同 高皇産靈神 | 氏 子 九〇 |
| 同 同 西ハナ | 同 同 | 同 同 |

六、鷲か社 (無格社)

西山本名樫の下に鎮座する小祠なり祭神は稻背脛命。

七、諏訪神社 (無格社)

西山洞草に鎮座す本殿並に拜殿あり、祭神は健南方命にして元洞草名の産土神なり。

十軒の産子内へ難調此度寄進福引相初め御倍心の輩此の一冊に相記し永代御社に奉納致すべし

(享和元年九月十九日付文書原文の儘)

八、三柱神社 (無格社)

洞草字西の上に鎮座する小祠なり、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神を祭る。

九、宇賀神社 (無格社)

洞草字岡田に鎮座する小祠にて祭神は稻倉魂命。

十、諏訪神社 (無格社)

入體名の中央にあり遠き昔落天降り、間もなくこの入體の地に遷せし神にして建南方神を祀る。

十一、下野神社 (無格社)

十二、中山神社 (無格社)

二社共に西山字下野呂内名に鎮座し下野神社は猿田彦命外二神。中山神社は澳津彦命、澳津姫命の二神を祀れり。

第二節 寺 院

本村には寺院二あり村民は一般に佛教(殊に眞言宗)を信仰し、黒住、天理、金神等の信者(甚少數)も亦佛を拜すれば本村人は悉く佛法信者と稱することも不可ならん故に三月二十一日、四月八日、七月十日、十月二十一日等には老幼男女を問はず村内の寺院は勿論、池田村細野の大師、伊豫宇摩郡村松大師、三角寺奥之院及讃岐國善通寺等に參拜するもの甚だ多し

本村中州津は殆んど皆箸藏寺の檀徒にして二三他寺の檀家に屬するものあることは前に述べたるが如し

(一) 箸藏寺

一、位置、 州 津

一、宗旨

眞言宗

京都仁和寺末

一、寺格

准別格本山

一、本尊

藥師如來

(沿革第一章に詳なり)

建築物。左の如し

本堂。方丈。客殿。書院。鐘樓堂。奉願堂。香爐堂。通夜堂。茶堂。大門。中門。土藏。札藏。長屋。茶所。醬油藏。薪納屋。職人小家。鳩部屋等

一、境内 六千五百二十二坪

内 千二百二十九坪 官有地第四種

五千二百九十三坪 箸藏寺所有地

一、境内佛殿四字

(1) 鎮守社

本尊 金毘羅大將

由緒

天長五年弘法大師當山に飛錫し鬱々たる樹下歳々たる石上座禪の處夜半巖窟より威儀奮然として出現し汝の來登侍事久し東方淨瑠璃世界藥師如來着属金毘羅大將とは我事なり

本地醫王經勅を蒙り有縁の衆生を守護せんために此巖窟に來往す願くば汝と共に十二大願を満足せしめんと深く誓約ありて元の巖窟に入玉ふ其の像を大師一刀三禮して自ら彫刻安置す今に出現の處を箸藏谷奥之院と稱す(社寺佛堂明細帳原文の儘)

1、前堂 縦八間 横四間 中堂 方五間に五間 奥堂 縦六間 横六間

2、護摩堂 本尊、不動明王 前堂 縦六間 横三間 中堂 方三間 奥堂 方三間三間

- 3、天尊堂 本尊、大聖觀喜天 由緒 安政元年より安置せり
- 建物 方貳間
- 4、宗休堂

由緒

宗休なる者僧侶の姿にて文政十一年の初め當奥之院箸藏谷に參籠し火物斷又は木食或は斷食、且つ諸高山靈跡等にて參籠修行の後時々當山に來り唯一山の復舊を語る而已にして生澗を語らず威儀言語衆庶に異なり又居所定らず當山に於て修行遂に天保四年秋（日、月不詳）身を奥院に隠し山内守護のため天狗と化せし事分明にして世人の能く知れる所なり（社寺佛堂明細帳原文の儘）建物、方壹間半密嚴寺

西山本名字佐古にありて現今一棟の堂宇あり箸藏寺の末寺にして眞言宗古義派に属す天長六年僧空海の開基創立せしもの言傳ふ、其の他本村内に於ける重なる佛堂を列擧すれば左の如し。

- 一、里坊、大日如來、東州津大深田
- 一、靈雲庵、地藏尊、西州津井開
- 一、藥師庵、藥師如來、西州津西の端
- 一、藥師庵、藥師如來、西山字洞草
- 一、觀音堂、千手觀音、西山本名

第十一章 教育

第一節 寺小屋教育

往古に於ける本村教育の情況は如何なりしが竹帛の微すべきものなきを以て之れを詳かにすること能

はずと雖も一般子弟の教育は神官、僧侶、先進者等の所謂寺子屋に於て施したるものにして其師匠と稱せられし主なるもの左の如し

- 來代 悅之進、來代 良平、來代 豐太郎
- 近藤 記内、平尾 鐵白、（以上州津）
- 山崎 恭輔、（西山）松村 久平、（下野呂内）
- 大 匠（入體）

この他なほ寺小屋の小なるものあれども其の徒弟は僅少なりしと云ふ、其科目は商賣往來。實語教。庭訓往來。源平藤橘。（名頭）經書。等につき素讀を學び其の他習字。珠算。筆算等の初歩を學ぶに過ぎざりき

第二節 初等教育

明治五年八月學制を頒布して大に興學の基礎を開かれてより以來一般人民の向學思想益々旺盛となり今や就學兒童は百分の九十四以上に達し、其出席歩合亦百分の九十以上に達せり

(一) 創立及等科の變更

	創立	等科ノ變更
箸藏尋常高等小學校	明治七年	明治十九年十月尋常科
西山尋常小學校	明治九年	明治廿二年簡易科
入躰分教場	明治十二年	同
落分教場	同	同
		明治廿五年尋常科
		明治廿四年高等科併置
		明治四年限十六ヶ年修業年限六ヶ年

年度	教育費	一戸當	兒童一人當
明治二十二年	二〇五、五三三	〇、四一二	一、〇五一
明治二十七年	四〇五、二〇〇	〇、八一	一、六五五
明治三十二年	六五八、九二三	一、二二三	二、九四六
明治三十七年	一二三〇、三七六	二、二三七	三、六六一
明治四十二年	二五三七、〇六七	四、四七五	五、五八八
大正元年	二九九七、六二七	五、四四〇	六、七五一
大正二年	三一七三、〇五〇	五、七九九	六、九二八
大正三年	三一三一、五八九	五、八一〇	六、八八三
大正四年	三二二一、一九三	六、一〇〇	六、八四一
合計	— — —	七 — —	— 三 四 —

年度	教育費決算額	一戸當	兒童一人當
明治二十二年	二〇五、五三三	〇、四一二	一、〇五一
明治二十七年	四〇五、二〇〇	〇、八一	一、六五五
明治三十二年	六五八、九二三	一、二二三	二、九四六
明治三十七年	一二三〇、三七六	二、二三七	三、六六一
明治四十二年	二五三七、〇六七	四、四七五	五、五八八
大正元年	二九九七、六二七	五、四四〇	六、七五一
大正二年	三一七三、〇五〇	五、七九九	六、九二八
大正三年	三一三一、五八九	五、八一〇	六、八八三
大正四年	三二二一、一九三	六、一〇〇	六、八四一
合計	— — —	同	同

本村の中等教育以上に至りては、土地の事情、生計の程度、職業の種類に顧りみ遺憾の点少なからず殊に學資の供給餘りありて中等以上の教育を受けざるもの少なからざるより見れば一般に向學の風ありと種するを得ず

第三節 中等教育及専門教育

(一) 中等教育

學種	校	卒業生	在學生
中學	校	四	三
農學	校	二	—
乙種農學	校	四	—
工業	校	三	—
商業	校	—	—
師範	校	—	—
高等女學	校	四	—
實科高等女學	校	二	—
合計	—	二九	—

(二) 専門教育

學種	校	卒業生	在學生
高等商業學	校	—	—
西原蠶業講習所	校	—	—
耕地整理講習所	校	—	—
体操音樂學校	校	—	—

第四節 教育會

本村教育の普及改善發達を圖るの目的を以て明治四十一年五月一日設立せる箸藏村教育會は本村長、小學校長及教員、學務委員等を以て組織し隔月二十二日例會を開催せり

第五節 學齡兒童保護會

箸藏村學齡兒童保護會は、貧困兒童保護の目的を以て明治四十三年四月設立し、左記の方法により就學及出席を督勵せり

- 一、教科書の給與
- 二、教科書及文具の全部又は一部分給與
- 三、教科書文具の給與、被服料辨當料の一部又は全部の給與

第六節 青年會

時勢の要求により本村に於ても各所に青年會を創設し以て地方改良。風俗矯正。自治團體の爲めに貢獻せんと漸次事業の擴張、經營等に孜孜として奔走せり、今左に重なる會名、事業の經營等を列記すべし。

會名	會員數	經費	施設事業の概要
東州青年會	三〇	一七、〇〇〇	十ヶ年据置貯金、學科の授與、徳性涵養、柔道の施行、村事業の請負、柔道相撲
箸藏修正會	三五	三〇、〇〇〇	學德の修養、地方風俗の改良、軍人の慰問送迎、祭禮の施行、村事業の請負、柔道相撲
西山青年會	七五	一八、五〇〇	夜學、柔道、講話、共同勞役
入體青年會	三七	一八、五〇〇	夜學、新聞雜誌縱覽、風儀改善、共同勞役、擊劍柔道

下野呂内青年會
洞草報徳青年會

二九	一六、六〇〇	夜學、講話、風俗の改善、新聞購讀、農事の改良
一五	一一、六〇〇	夜學、試作、柔道、講話、共同勞役

附 錄

一、箸藏山由來略記

山不在高、神在斯靈、誠哉、粵南海阿之北鄙、箸藏山、者在昔人皇五十三代天長五年、我大師之所、荆草云、原其權輿、大師嘗望五色氣、索路去、遂來攀躋、則峻崖懸絕、鬱々焉、葱々焉、惟有麋鹿、蹊而無一人跡、駐杖、熟相山形、自有所不凡者、一夕山鳴、谷應、如呼、似叫、在衆人一宜、神戰氣、獨大師固知、魑魅魍魎之所爲也、神色自若、因凝心外、無法觀、鬼妖果不能遁、情遂現、形匍匐而謝、少焉、歎爾、火焰起、滿山、燎灼焉、焰中有神將之率、數千部、屬奮然躍出、而統屬皆奇偉、猛勢若、猿猱之怒、神將莞爾、謂大師曰、我、卿、東方淨瑠璃界、醫王佛、命來者也、我名曰、金毘羅、所以來、無他、欲、上、以、鎮、護、國家、爲、旨、下、爲、蒼生、拔、重、疾、貧、困、苦、而、與、福、壽、無、疆、樂、耳、我、於、此、山、與、象、頭、山、之、間、往、來、無、常、不、圖、今、得、此、邂逅、豈、非、宿、緣、之、厚、邪、我、欲、與、大、士、相、謀、卜、利、生、場、于、此、地、大、士、盍、試、修、一、伽、藍、我、合、欲、留、如、意、珠、一、顆、于、此、山、且、於、象、頭、山、每、歲、十、月、祀、我、之、日、必、貽、致、以、祭、器、七、箸、以、永、爲、我、言、之、信、耳、神、之、以、此、二者、爲、信、蓋、有、深、意、如、意、珠、欲、使、貧、窶、衆、生、諸、願、如、意、也、箸、之、爲、用、誰、喫、不、以、箸、神、意、因、曰、荷、舉、箸、者、我、誓、度、之、蓋、不、洩、一、人、之、意、也、大、師、以、有、神、託、慇、懃、構、結、七、堂、伽、藍、金、堂、則、奉、安、自、刻、醫、王、佛、三、層、塔、上、則、五、智、尊、像、其、他、山、門、經、藏、等、無、遺、餘、巍、々、堂、々、總、擬、淨、土、莊、嚴、爾、後、歷、幾、星、霜、間、遭、遇、祝、融、氏、之、災、者、前後、二、次、嗚、呼、大、聖、期、三、千、載、而、所、經、營、一、朝、委、灰、燼、亦、時、也、歟、獨、神、體、尚、存、焉、於、是、人、曰、木、像、不、定、木、像、然、有、時、廢、者、亦、有、時、興、至、近、歲、諸、堂、壯、麗、殆、復、舊、云、山、底、有、洞、窟、乃、所、藏、箸、處、呼、其、處、曰、箸、藏、谷、蓋、比、窟、府、庫、藏、訓、庫、箸、藏、山、箸、藏、寺、皆、任、世、人、稱、呼、者、也、今、尚、以、十、月、十、一、日、稱、箸、運、日、是、夕、必、致、烈、風、暴、雨、世、人、之、所、知、也、爾、來、有、人、乞、箸、則、與、焉、其、意、謂、一、匕、一、箸、亦、是、爲、結、緣、之、一、端、也、山、一、號、寶

珠、以、山、形、恰、似、捧、寶、珠、狀、而、神、亦、留、珠、如、合、符、節、也、又、垂、跡、之、光、明、應、物、不、虛、故、曰、眞、光、院、山、巔、有、龍、王、祠、祠、傍、有、一、小、泉、涓、々、瀉、出、大、師、會、渴、而、不、得、水、因、所、呪、得、也、人、呼、曰、一、升、水、蓋、早、湧、無、增、減、流、可、一、升、以、爲、常、故、也、農、夫、每、早、必、嘗、必、有、驗、

明和三歲次丙戌

南山沙門靈瑞誌

二、箸藏寺案内

箸藏寺は箸藏村大字州津、箸藏山の中腹にありて眞言宗、京都仁和寺末准別格本山にして住職は眞言宗小野派管長大僧正箸藏善龍師兼務たり

(由緒其の他は別に記録したり)

登山口

本山には二つの登山口あり、一つは州津口他の一つは之れを敷地口と呼ぶ。何づれより登るも、御山の阪路十八町にして、金毘羅大権現を鎮座し奉れる、本堂に達することを得るなり。道幅廣く曲折せる阪路自ら趣きあり

州津口

徳島鐵道辻驛に下車せる乗客にして、本山に登らんとする人々の人力車の便をからんとする者は約廿五町車上の人となれば十數分にして吉野川、大具渡船場に来る、之れより約十町餘は稍々上り勾配なれども、大字外州津赤鳥居までは車の便を得るなり。渡船場より徒歩にて登山せんとする者は赤鳥居まで捷路あり、この道をされば數町にして登山口なる赤鳥居に達す其の入口には旅人宿(福屋幸三郎、藤田屋)等ありて隨時投宿することを得。

これより歩は箸藏山の阪路を踏み三四町にして大佐古と云ふ處に至る、滾々として湧き出づる清水は見るから清浄なり。阪路は茲に於て二岐す、右に進めば三町にして、櫻馬場に出づ、左に進めば能古吉里阪あり右曲、左折、して百〇八曲りの小徑を登る、櫻の馬場に出づれば、此の傍り櫻樹多く春時此處に杖を曳けば花笑ひ、鳥歌ひて思はず低徊、願望して時の移るを知らず殊に毎年例祭に取り行ふ、相撲、競馬は茲にてなし、春、秋二季は人山を築く賑ひあり。

櫻の馬場を後にして阪路を攀づれば、敷地口よりの登山道と合併して一筋道となる此附近を楓佐古と稱す、左側に老櫻、右側に紅葉を眺め、春は白布胡引くが如き櫻花あり、吹き來る風も鳴く鳥の音も亦面白き感あらしむ、されば東風徐に來らば、花は胡蝶の舞ふが如く道は一面の銀世界かと疑はしめ踏さへ惜しき心地せらる。

左側に移植せる紅葉は未だ幼木にして龍田の川の、それには及ぶべくもあらねば、春は櫻に、秋は紅葉と、高雅なる風致を添ふる計畫なり、斯る阪路を賞觀しながら登ること暫くにして有名な高燈籠の下に至り大佐古にて分岐せる能古吉里阪に合す此處を霞座見丘と稱す、路傍に相生松あり、茲に旅館(大坂屋和市)あり、山間にては設備稍整ひたる宿屋なり。この近傍は殊に眺望展開して吉野川を瞰下に蜿々迂曲して遠く、阿波郡岩津まで流るゝを見得、加之登り來りし阪路の櫻花など一目に見得る故、春季には觀客多し。

これより更に數十の石階を登れば、二王門(大門とも稱す)に至る、門には大なる仁王を安置す、門を過ぐれば道平坦にして、幾百年を経たりとも數へ知れざる老樹、鬱蒼として生り、枝差し交へて晝尙ほ小暗く、一種云ふべからざる冷氣を覺へ、何となく神々しく、思はず頭を垂る。加ふるに、この森林中に流るゝ藏谷の溪水は谷間に響き、鳴く鳥の音まで一層、身に徹し、莊嚴の感に打たるゝを覺ゆ、この林中にて種々の靈驗談を聞けど茲には省略す

林中、清き水あり、參詣者は茲にて手を洗ひ、身を清くしす、この小流を祓川と稱す、森春濤の詩あり後に出す。

歩の運ぶが儘に進み行けば、藏谷に架かれる鞘橋に出ず朱塗の橋なり、仮橋を渡り石階を上れば左に大なる老杉あり、上部の表皮悉く剝げたり、俗に「天狗腰掛けの杉」と稱す。

道は再び又二つに岐れ右に登れば茶堂に至り、護摩堂の東に出ず、本道なる數百の石階を登り、中門に出ず、石階の左右には梅園あり、眺望殊によく、四國中央山脈の高峰を眼の前に見て實に莊大なる思ひをなす、されば、花時には觀客又多し、門を入りて左に行けば、本寺の方丈、札所あり真正に進めば、毎夜毎朝、祈念の護摩を焚く護摩堂あり、尙右に廻りて石階を登れば、右に鐘樓藥師堂あり、暫くにして、本殿に達す、畏くも有栖川宮殿下御染筆なる金毘羅大權現の扁額を捧掲し奉れり。

本殿參詣を終へ左に行けば繪馬堂あり、多くの繪馬を掲ぐ。

讚岐より參詣を志するものに猪之鼻峠より峯づたいに本寺に來る參詣道あり、讚岐金刀比羅宮に參拜するものは、この道を通る。

敷地口

辻驛に下車せる乗客にして、本山に登らんとするものは前に記述したる如く大具渡に出づるものと、辻町字中村と稱する處より吉野川布屋渡場を渡り晝間村字敷地に出づるものあり、茲より登山するを敷地口と云ふ。

渡船場より、麓に至る間は道路多少悪しく無論車などは通すること能はずと雖も徒歩の者には餘程距離に於て僅少なれば、この道を取る者亦尠からず。

山の入口は敷地（山の神森）と稱す、茲より本殿までは又十八町なり、險しき阪路を踏み上げれば、道の片側（左）には老櫻立ち並びて春季の花の盛りには、多くの観客、及び參詣者をして、花に、酒に其の心を酔はしむ、登ること數丁にして道の右側に笠水庵あり、茲に弘法大師笠の水と稱し庵の東に清水湧き出づ、然れども今は其の庵守もなく、廢庵の如く物淋し、茲より「馬場の口」に至る間は所謂、曲徑櫻陣とも稱すべき詩的の雅趣ある所あり、馬場の口より一町餘にして楓佐古に至り州津口より來れる阪路と合同す。

赤鳥居

箸藏寺の麓なる登山口、赤鳥居と稱する地にあり、大なる朱塗りの鳥居なり、故に近郷の者は三才の童兒と云へどもこの名を知る、然るに數年前、大暴風雨の時、顛覆して、今は従前の如く木作りのものなし、然し既に花崗岩にて作りたる大鳥居は準備したれど、多少登山口の變更を見るやも知り難ければ、舊地に之れを建つることを見合せり。

櫻の馬場

赤鳥居より數町登りたる所に稍々平坦なる所あり、名の如く櫻樹多く、競馬の馬場あり、故に斯く呼ぶ、樹は未だ若木なれども、花時には白雲の如く咲き滿ちて頗る美觀なり。

相撲

本縣下にて有名なり、毎用例祭に之れを行ふ。抑々この相撲は明治初年、大阪相撲の初めて箸藏寺に登り興行せしことありき、其の際之れが頭取役、湊由良右衛門、初めて、四本柱を寄進し、許可し、爾來今日まで四本柱許しの相撲取組をなすこの相撲場は、櫻の馬場にあり、圓形の階段を作り中に土俵を設け觀覽者は其の圓形の階段にて見物する様に作れり、力士は重に阿、讚、豫、より來り集る。

競馬

毎用例祭になす行事なり、近郷の競馬は勿論、讀岐、其他より集ひ來りて頗る盛況を極むこと多し馬場は地を切り割りて作り、見物人よりは一段低く設けて甚だ危險少く殆んど、摸範的の競馬場也

傘松

櫻の馬場、其の他登山道に各所あり、就中、櫻の馬場にあるものを最も大となす、形名の如く傘に似たるを以て斯く名づけたり、琵琶湖邊なる、唐崎の老松には及ばざれども近郷にては名高き松なり

葛が久保

敷地口と州津口の合したる所にあり、名の如く、古へは葛蔓、非常に匍伏せりと云ふ、數年前まで二、三軒の家ありて飲食物を販賣せしが、今は其の屋敷所あるのみなり、本山中最も老櫻にして滿開期に於て一樹殆んど葉なく花のみかと疑はるゝ程咲き滿つるは此の近傍の老櫻なり。

能古吉里阪

州津口より上るものは、大佐古より、左に上れば、この道を通過す、小なる曲折の徑なるを以て面白し殊に又、佛法上、人には百八煩惱あり、之れに名ぞらへて、其の曲折を百八曲りとなせるは又大に意味あることどもなり。

先づこの道を上らんとするものは、斜面應用の徑にして餘程上り易きを感じざるべし、加ふるに徑の兩側には老松枝を交へたるあり、其の間を櫻花の點綴せるを見れば、思はず、美景と呼ぶざるを得ず、陸續登山者あるときは其の上りつゝあるか、下りつゝあるか實に雜然たるが如く甚だ面白し

笠水庵

この庵は弘法大師御山を開く時、登山の途次茲にて小憩し、餘りの渴にこの庵の主人に水を請ひし

が遠方より汲み来る水なりしも心よく大師に與へしかば、之れを不便と思ひ、一升水と稱する所より、自から笠に掬み入れ、この庵に持ち來り、今後は必ず茲に清水出でんと、笠の水を播きたりしが、其の後仰の如く其處より何時も清浄なる水湧出したりとて甚だ有名なり。

高。燈。籠。二王門前霞座見丘の南端にあり、何時も夜燈を燈す、茲は前にも述べし如く眺望佳良にして遠く岩津の近傍まで遠望することを得て誠に莊快なり。

祓。川。二王門を過ぎ樹木鬱蒼たる箸藏寺の森林に入れば、暫くにして祓川あり、如何に早魃の時と雖ども、涸ることなき涓々として湧出せる清水あり、本山に入りて參拜せんとするものは、此處にて手を洗ひ身を清む、されば、斯の名あり。

天。狗。腰。掛。の。杉。前に述べし如く、藏谷飯橋を渡れば、直ちに左側に大なる老杉あり、何時も上部の表皮のみは剥げたる杉あり、之れ本山の御使ひなる天狗の休憩する爲なりと傳稱す、不思議にも表面は何時も剥げたり。

梅。園。本山の梅は最も有名にして、満開期には近郷のもの茲に梅觀梅の宴を催すもの多し、加ふるに又眺望展開せる位置にあり、誠に莊大にして且つ幽邃なり、故に足一たび此に入れば、恍惚として離ること能はず、清香掬くすべくして低徊す。殊に一重あり、八重あり、紅あり、白あり、實に名狀し得ざる趣きあり、唯だ憾むらくは老梅の少なきを。

其の他由緒ある靈驗地、藏谷巖窟。千疊敷、白瀧等あれども、先達の許可案内なければ觀覽すること能はざるものなるにより略しぬ。

箸藏山舊題十二詠

題有不雅馴者、不知何人之所撰也、然非無前人歌詠、稱傳已久、欲廢棄之、不亦惜乎、乃每題撰一絕句、姑存焉云。

森髯魯直合掌拜題

○曲 徑 櫻 陣

櫻花奏捷春風信、橫掠聯翩天女鬢、一笑從他肉眼人、錯看漫做風流陣。

○燈 下 晚 雪

燈標高插暮雲間、鼻接天邊十二鬟、恰有神人來點火、風吹瓊雪滿青山。

○雙 龍 古 翠

嵐翠撲衣埋去蹤、天風拂路躍雙龍、登々香火隨綠者、始識雲門有古松。

○祓 川 靈 泉

泉脉通靈感鬼神、況於病苦世間人、涓々試挹祓川水、清淨六根無一塵。

○蘭 若 群 鳩

大伽藍接小蘭若、中有栖鳩陪結夏、近日護摩堂再修、肯饒燕雀賀新厦。

○煙 霞 洪 鐘

煙中霞外俗魔降、應有高僧倚寶幢、驚醒名醉利迷夢、一杵洪鐘朝夕撞。

○箸 運 神 風

神箸如鋒森有鉞、暗風挾雨電分光、藥叉六萬八千衆、追拾威稜谷底藏。

○加 持 法 味

風流罪障未消除、心似春雲瑞碧虛、誰解加持傳秘密、蕭然一味悟如々。

○老 杉 綠 陰

赤日微涼何處尋、欲看飛瀑伴眠琴、似教人坐綠漪簾、橫展老杉千尺陰。

○船原步月

空原如水月如船、步到溶溶漾漾前、應似夜歸搖短棹、曳筇人影度秋煙。

○空谷鹿聲

不貪清夜識金銀、吾愛山中寂寞濱、坐有聲音幽谷想、鹿呦夕外月如人。

○天授喜雨

善女龍王果有神、滂沱十寸地膏勻、婆娑扑舞狂當怨、天授堂前喜雨人。

○登著藏山後嶺西讀諸勝集于目下宛然可數也

新居水竹

只訝遊仙夢有蹤、雲山回首幾重々、渴來尤愛一升水、憩去偏宜七本松、縹渺江城晴日麗、依稀嶽窟瑞烟濃、分明縮地登臨景、輕舉吟筇欲化龍。

註一升水七本松皆嶺上地名

舟中望著藏寺

美馬太玄

山腹燈臺望初分、舟中指點插天雲、高僧盡日清齋處、寔是香煙一炷薰。

著藏谷

三宅舞村

蓬寂盡猶冥、深溪杉檜傳言藏著處、山鬼鎖岩扁。

三、定岳和尚畫像銘

恭惟我師定岳智龍法印者當國美馬岩倉藤田氏之出也。天資素朴年甫十有一始有沙門志。乃斷然辭父母。自投于當山。而雉髮禮龍岳上人。師事之也。勤慎不怠。課程無闕。四度加行。兩部灌頂。密印等咸面授焉。經數年。而奉師命。住密嚴寺也。嘗研孜孜。究經論。涉獵傳記。乃誓曰。吾大師所傳。許多之法流。悉得之。而後已焉耳。不幾何。龍岳師遷化。其後有靈雅師者。自大瀧寺入當

山。之師又師事之。而受三憲中院兩流。靈雅師居常。觀我師之舉動。而識為其異材。之謂如斯人。而當執吾法柄矣。他日召我師。言之曰。吾已老矣。懶指塵結衆。子其代我。而宜繼子先師之法統。師蹴然曰。弟子不肖。唯恐不修其身。況得敢承碩德之遺利。而可繼其法統哉。若妄冒之。則必落其法光矣。請甄拔他有德矣。固辭再三。卒不得其命。於是又移林下寺。而後入當寺也。國中翕然歸仰焉。領主頻嘉其法澤及庶民。親賞賜以旌。其後在住僅三年。而移妙高庵。然為鐵崖禪師之舊踪。古櫻森鬱。圍繞四境。距德城。纔十餘程許。而入此境。則寂不異深山幽壑。師謂是吾適意之地。練磨道學。非如此地。難得矣。又受數流隆鎮師。受兩部神道諸流。觀市受新古安流密祐師。于爰有智障師者。與我師同志。又與之胥授法焉。既而飛錫於四方。遍叩高名碩德之門。談論野澤之諸流。而後扶其蓋。與受法。已及五十有餘流。而歸後。應招於遠邇。授與法燈。數會。在妙高庵。前後十餘年。而又移淡洲蓮花寺。三年。乃遷化焉。壽五十有五也。書寫充滿架笈。以兩部神道寫。寫旭稚僧正。以五十有餘流。寫瓶仙岳師。書寫印信等。悉納于當院矣。嗚呼。夫法者。待人而後行。我師斯其人也。既稟優美材。加之勉強不徒分陰。其於法門。也不顧身命。其於雲徒也。莫隱胸襟。真是曠世之明師乎。我等幸辱親炙。久矣。其事迹顯然。唯舉其二。而以示後來。法孫非阿所好。其銘曰。

確乎堅於金鐵、凜乎潔於風霜、宗風冽復興起、法燈燦自彰々。

明治起元戊辰年林鐘二十有七日正念

遺弟拜書

四、仙岳和尚畫像銘

仙岳和尚俗姓藤田。誕于阿之美馬岩倉。年甫十二。投麻植郡高越寺快典師。薙染髮。明年更爲一著藏山龍岳上人。資稱惠龍。仙岳其法諱也。年十八受兩部灌頂。法播之榮。澄邁黎。二十三歲

住持三持山城谷長福寺。修理丈室廚房等。數字無餘。三十九歲辭長福寺去。歸山輔翼。時之山主定岳師。四十二歲遂董其師席。時嘉永五年之春也。龍岳上人臨終。曰恨我。我齋志。而死。蓋山嘗爲七堂伽藍。場而上人。以復舊爲己。任事不。成而死。所以。爲恨也。和尚亦欲繼。志。百方苦心。首。經。神。殿。鐘。樓。寶。庫。藏。等。其。他。諸。堂。連。葺。而。修。展。上。梁。者。凡。十。有。八。雖。未。能。復。舊。亦。足。以。稱。中。興。一。矣。和。尚。不。特。効。力。土。木。功。於。自。利。行。亦。未。嘗。不。奮。勵。刻。苦。就。隆。鎮。英。峯。等。諸。碩。宿。要。三。究。窺。野。澤。兩。家。濫。與。得。智。道。遮。黎。一。把。盡。七十。有。二。衆。流。一。加。以。在。務。二。十。年。間。已。爲。傳。燈。大。阿。遮。梨。一。莫。二。歲。不。一。開。灌。頂。道。場。登。檀。散。花。衆。幾。及。二。百。名。云。和。尚。之。嘗。在。山。城。谷。也。偶。患。眼。殆。殆。失。明。於。是。爲。許。愿。以。歷。拜。南。海。四。州。聖。跡。途。夢。大。師。告。曰。汝。之。所。患。爲。宿。業。所。感。故。縱。使。明。復。常。更。感。他。疾。時。和。尚。夢。魂。髮。髯。因。誓。曰。我。若。得。再。再。視。日。月。光。則。死。且。無。遺。憾。而。況。於。病。轉。乎。聲。響。不。虛。爾。來。眼。睛。一。日。明。於。一。日。終。至。察。毫。末。巡。至。讚。岐。浴。逆。旅。忽。跌。足。指。因。爲。破。傷。風。苦。甚。後。漸。瘳。所。謂。至。誠。感。神。者。其。此。之。謂。歟。和。尚。生。平。善。睡。而。口。不。三。斯。須。休。誦。呪。手。不。三。暫。時。釋。禪。子。寒。宵。寢。不。引。被。衣。夏。夜。臥。不。垂。蚊。幃。人。誠。力。行。如。斯。則。睡。亦。何。爲。累。又。至。近。歲。山。殊。香。火。熾。盛。雖。固。神。德。所。致。而。和。尚。誠。敬。奉。祠。力。亦。未。必。不。與。焉。是。所。謂。法。依。人。弘。者。也。若。和。尚。實。可。謂。叔。世。緇。流。領。袖。矣。偶。罹。恙。及。病。革。曰。我。自。始。卜。居。于。此。誓。將。興。復。本。山。豈。圖。中。道。而。被。徵。於。冥。府。噫。嘻。無。復。奈。何。惟。願。早。得。再。生。以。終。我。事。言。畢。忽。焉。逝。矣。時。明。治。五。年。二。月。十。日。也。年。八。十。一。銘。曰。身。擬。龍。象。道。師。大。仙。一。浮。囊。不。假。傳。燈。聯。縣。

愛媛縣處士陽谷撰

五、一岳和尚畫像贊

此篇通計六百二十九字

師也諱一岳字實現備之前州和氣郡片上邑日下與平之四男也。於備中之國松山青蓮寺雜染矣。就當山中興之主龍岳上人受四度加行并傳法灌頂。自爾以降扶助上人之化導而晝夜不懈怠焉。上人臨遷化之際欲令師董當山之席固辭不肯焉。令德龍宜靈雅定岳仙岳等之諸師相續成貫主自居執事監督之綱位。管理內外之寺務或飛錫於四方應所化之懇請宣教法。稱揚鎮守宮毘羅大將之神德蒙化者如雲集如父母仰止師又如子惠矣。其間關當山鎮守神號之件屢罹舊藩之橫冤雖然不屈志節愈勉勵。時哉遇明治之聖代得宮毘羅之公稱。爰當山龍岳上人己來纔不過數十年致如是壯觀專在師之功績。更說常以五股加持病者速疾有法驗祈晴雨則忽有感應諸人字呼今大師亦不宜乎。明治受試補之命同十二季被補權大講義。同十三年陰曆二月二十五日安然逝去矣。享年七十有二也。五月四日從高野本山賞以在學頭贈號焉。贊曰陰德在內，必有陽報，戒珠至清，光用自靈，今大師號，最不靈誕。

洛東泉涌寺苾芻旭雅謹書

六、天如峻山大和上傳

和上諱天如字峻山號閑々子，以寶歷二年壬申九月七日誕于阿三好郡州津之鄉焉。父北代町左衛門後遁世號良夢，母山下氏，母氏其娠時斷不茹葷羶舉家以爲奇瑞，已而誕焉，小字號八重八無人敢稱呼之慎乎其非凡兒也，幼投千本藩勢見山千手院主快歡上人許薙染，師也稟性淵才雅度在俗也既耀于神童之美名，入真也夙獨于道人之得稱，以知其德之極大焉，萬里游方飽味饑渴一處修練備嘗辛苦，况復三教窮幽遠悉盡源底，何況於我秘密瑜伽乘奧旨乎，師特修習心地觀、

曾自著頓悟要法教道義學年矣之數徒、之多然、其旨高遠人不傲之、律師菩提華爲之評註曰「吾兄閑々道人修得底書也、宜哉他之難認之、師豈有逸群之量、嘗感大書于淨髮器陰曰、「是梵衆心與其剝、其機捷類如此亦是竊諷諫者宿之意焉、當時妖童大行熾華干夷、不獨俗士愛乎婉兮變兮、滔々者天下的是也、師年雖甚少持戒清淨元無情于這般鄙事唯學是勤焉、寺衆盡與計策將託一狂童於和上以無地乎辭讓焉、和上不拒密籠童子於私室內、門扉以鎖之在戶外讀書徹夜、明發出之懇加哀憐去其清操溫和往々如是人無不信服者矣、師嘗少就于高越山頂高祖大師藏一字一石之妙法華靈蹟、更手修一石一字之妙典供養之有日矣、時天大旱數旬命諸山祈雨無効、邦君多師之練行故託禱之命應谷響降雨連日、國人唱萬歲贊師之盛德矣、一時與法弟快本上人俱遊學于上都也、本師快歡上人以其年老體疲不自在于幹事、頻促和上修家事、和上自素懷固辭不聽、差法弟快本上人強紹本師之席、和上以違命故慳爲本師被辜、乃曰師恩廣大素懷應達矣道由是彌昇進焉、師也遊歷徧于四方、學禪觀於井山大雲禪師、稟律行於鼎峯密門律師、又從無相大德修習觀阿法者久矣、師舊持戒更如南都登東大寺戒壇如法修行深切意者當護念高祖遺誠示之後生老婆心焉、曩師登于河州葛城山拜慈雲律師訊道若干夏雲師蕪奧無所不窮矣、殊旌神傳法中以爲中興第二祖、雲師滅後雖有智幢律師住高貴明堂和尚在長榮、於神傳間有失其所者、於是乎遠就和上親需校訂、和上記錄神道大意一卷及重修開書記數軸以貽焉、自此畿內斯道再興云、文化八年歲次辛未冬十有一月、和上始開神祇灌頂壇於勢山之神祠數日、受一法者且數十百人乃在家結緣衆不可勝計也、可謂天地開闢來唯我邊邦有斯一盛事矣、于時師著灌頂或問一軸發衆疑、且於雲師之式不能亦無藏否、師覈折衷之各有確據諸子僉以爲得其說也、師曾隱于南郡玉厨之山與飛鉢仙人舊居、修念若干數年所從身者修習止觀一軸其居方丈僅足蔽兩露己、山中水亦微師力倍強剩有雅致遠手搬大石迢迢自道少水假作飛泉貯水三層、上層以充闕伽水乃至濯纓濯足各有所用、後之住者

大省運水之役焉、誰昔無相大德在城南星河內終身修阿字不退行頗得心通焉、師亦禱爾大德之悉地日不厝可謂於師資之道盡善美者也、大德曾修練于高蒲谷之日當魔爲祟身心不安、師在山奧風聞是事暴讀經祈念纔一座、他日大德賒託來書於路人曰「爲子之加被愍歎即時得起因而謝之、說道同氣相求同聲相應其斯之謂與、大德滅後和上爲作墓誌馨香其德燦然于今世、師又遷居中田松林之草堂所謂豐林寺舊址也、居數年服師之德行歸命者下鈔、師閑於閑寂、且預慮自行不滿他、署于其門戶以「祈念不應加持無驗」等數箇條、雖然求法縑素緣得便來敲者無日而無之、此又修禪之暇屢遊戲翰墨林殆乎得其妙處、絲是四來遊客日填日壅室、師每限以己具圖書畫費隨人感機未曾惜之併是領勸善懲惡之綱味矣、方是菩薩利方便一端者乎、師又構梵宇於蓮華池上號安養舍、其製非尋常中央特安置一部蓮華時々昇宴坐他無一佛形像、况其餘物乎、可見洒然胸中更無二點塵矣、是則法華之深旨亦是諸佛師法之意也、師能轉讀法華專念彌陀、且曾著淨土說勸進四衆其言叮嚀靡不切要矣、鄉有成願禪寺安于三國傳來彌陀如來圓光大師所持佛者、相傳昔者圓光大師配流于讚岐國之日歸洛之船漂着此岸勸進數日、大師傳觀察末法之機旁應同衆人之請、留本尊及弟子成願者永令結緣、事悉緣于起之中、雖然寺破像傾有而若無、爰和上勵本願之志告于四方世人扇其德風戮力者衆、於是乎本堂寶殿已下莊嚴道場不年備足矣、爾來拜謁者每日數多蒙益者間亦有之、方知濟度化益之秋漸而熟來也、文政己卯冬師年六十又八歲、自修造壽藏於草堂後苑豐林古廟所、有誌其結文曰「預省知友之勞耳」良矣其策也、孰可不取則於此、初和上行脚之日獨遇途干賊徒橫乎道、乃却師曰叱小師怒帶如許金爲太過分宜布施吾儕去、師固智勇、赫然言曰我不與汝曹手自擊之賊等服其威嚴曰小師不便令吾儕開虛口乎肅爾爾去矣、豈亦合沒天神護法孜孜於夙多耶、粵和上利生願海漸滿止教授化儀多年矣、去文政甲申之冬、師年七十又三、適應正覺觀理阿遮梨懇請、開神傳講筵於松林之方丈一句受法者三十餘輩予亦幸預焉、自後無幾感疾

十數月卒遷乎本院便于孝養奉仕、文政丁亥歲閏六月十又五日、世壽七十又六歲、數大聲於彌陀佛唱滅焉、嗚呼光相歟隱沒於北極南洲絕無賴運體長開敷於西方東岸子就憑可不哀歎乎、昔有居士某者歸命師有年矣、一日侍坐師于病床傍會無人私問曰師也滅度要近、其還本國之日不知卜曷曰、師默然少之伸其四指示之、居士自意以歸佛有緣日乎、雖然省世俗之毀譽也未發之、辭去限其日來拜師如有待奄然寂矣、諸子於茲乎滋起信於其先知矣、師去八年于此猶如昨夢然尚古老口碑漸故半垂于磨滅、新學沙彌等徒唯聞芳名耳、弟子僧龍等遠慮其經年之久寔失師之行實也、不顧不慧謀之同法、前山主快本上人其年最高現在于今且克熟師之行止、龍等隨聞隨記屢加校正、傳之萬世以壽法中、如其別傳也有故和上自記明律師略章及與禪師某甲所述、雖然只足可見其一邊梗概、未可遺之於世為通傳、吁斯文也但是和上從來益物之外用也耳、至甚內證道德尤盛也短章蕪筆非所撰矣、前日照徧明大律師曾與和上同登東大戒壇且嘗從游和上于松林草堂凡二十有餘年矣、不亦太多時耶、一日龍就謀審干師之行迹、律師曰師也世外逸士只是無事克其身、不欲其旌德於外也、師之滅後自謂作傳公之於世、然其深知師之不滿于意也已而措毫矣、龍之斯舉比况之律師之素意不免有天淵冰炭之異、雖然古來先德各自有傳、今也道人特可無乎、所以其弗得默止也、昔天保五年甲午之夏正傳神道弟子大法螺窟釋僧龍謹撰於阿國大瀧峯睡軒。

歎峻山大和尚之鴻德文

龍子

金剛頂瑜伽中說、諸法如影像清淨無瑕穢取說不可得皆從因業生、夫菩薩利見干世也出沒陰現亦無非因業矣、恭惟蓋國大導師傳燈大阿遮利耶、法諱天如峻山大和尚明德馨香普識含妙味、淵才雅度高蓋手一天、淨戒安禪廣乎四海、在家預傳神童之令名、入法要持佛子之行實、所冀者永比慧命於南嶽不崩、等渡迷情於西岸無苦、豈圖今茲文政丁亥之夏一期才不滿八旬、千歲徒乖違衆望道俗多恨噬臍何及、伏以其往時師也道之大體禮度不錯六種念法利那無廢四箇誓願剗波曷

忘、萬里遊方飽味饑渴、四方修練刺嘗辛苦、况復三教百家究其幽邃不漏、梵字悉曇盡其源度無遺何況於我秘密瑜伽乘蓋與乎、於是乎法中大衆陀門諸師尊重供養過其分限矣、况國君以下總浴法海者乎尊哉、和尚隱逸有始有終竟克遂其本志也、我聞遊方外者以官家為焚籠以爵祿為桎梏俗士猶有之况佛子乎何況於和尚乍、若夫書畫為小枝也傍利生方便之一端耳、然至論其妙境絕處則超越乎業之者家遠而遠矣、以獨道德之故焉、是故四來之遊客日市干其門戶者若干、數十年生涯所寫之書畫不知其幾萬億兆、已彌淪海內且及乎外國、和尚教化可謂廣大長遠不可思量者也、讚曰

開士掌中無價璧、布施生界上曾惜、任君萬歲化儀長、大和閑々誰道癖。癖乎癖耶技藝書畫、無不作利生方矣。

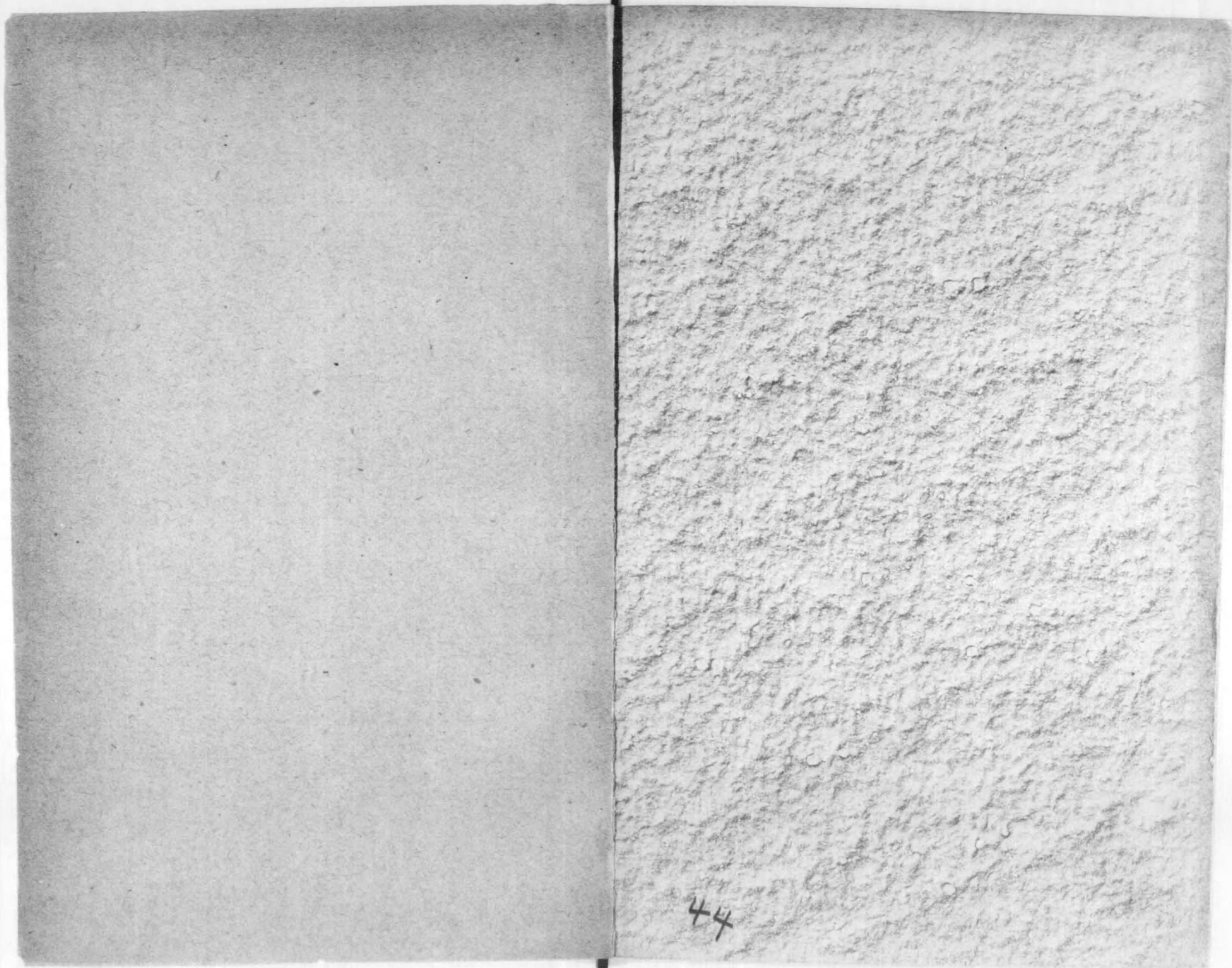
故和尚禪餘常事輪墨不孜孜文章詩賦、龍偶記得一絕因記、蓋未修頓悟要法之日在玉厨山作也

跌坐儼然烟霞裏、阿字一刀運用奇、莫道生死涅槃目、直截根本不攀枝。

七、學校教員表

(一) 著藏尋常高等小學校

就職年月	資格	氏名	在職期間	本籍地
不詳	不詳	資延茂	不詳	不詳
同	同	富村鼓一	同	同
同	同	秋田寬祐	同	足代村
同	同	近藤磯次	同	池田町
同	同	多田某	同	不詳
同	同	佐藤資延	同	德島市



44

327
913

終

